

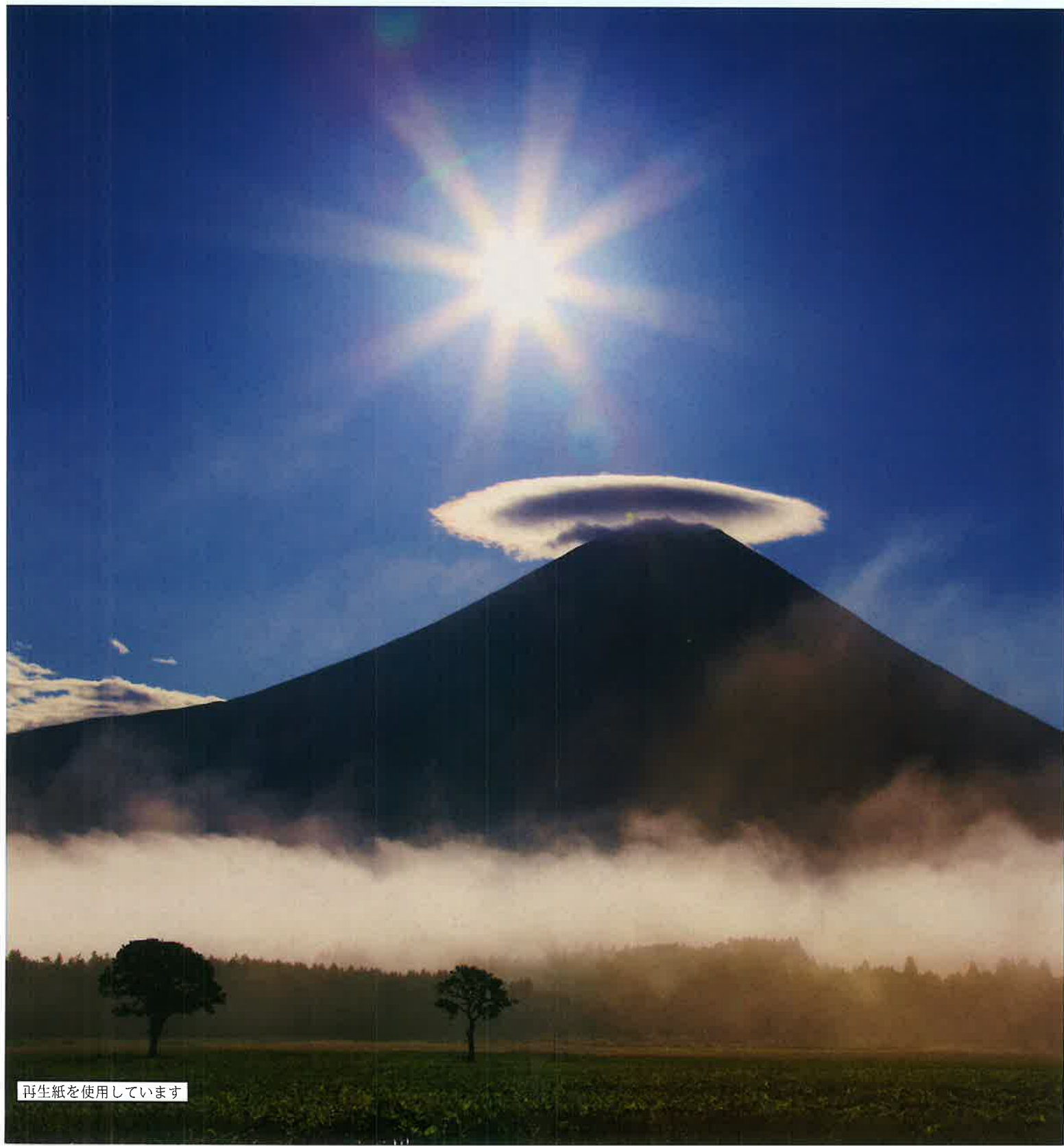
埼玉県

2026

一廃連ニュース

埼玉県一般廃棄物連合会会報

vol. 64



目 次

年頭の挨拶 埼玉県一般廃棄物連合会理事長	西 野 日出夫	1
新年のご挨拶		
埼玉県知事	大 野 元 裕	2
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長	杉 本 留 三	4
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長	竹 谷 理 志	5
加須市長	角 田 守 良	6
毛呂山町長	井 上 健 次	7
埼玉県環境部資源循環推進課課長	今 川 知 浩	8
埼玉県環境部水環境課課長	堀 口 郁 子	9
埼玉県警察本部交通部理事官兼交通総務課課長	久 保 田 豊	10
(一社)日本環境保全協会会長	山 条 忠 文	11
(一社)埼玉県浄化槽協会理事長	西 野 則 幸	12
(一社)埼玉県環境検査研究協会代表理事	野 口 裕 司	13
埼玉県生活環境保全協同組合理事長	関 根 学	14
特集 9.30 通知・10.9 通知 一般廃棄物収集運搬業務における価格転嫁に関する アンケート結果		
		15
行事報告		24
清掃活動報告		28
市町村表敬訪問活動		29
埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰(優良従業者)並びに永年勤続候補者推薦のお知らせ		32
埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準		33
埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領		33
交通事故防止コンクール		34
令和7年度浄化槽法定検査受験状況		36
会員紹介		
有限会社遠藤商事		38
株式会社日野商事		39
会員寄稿「自分を変えたもの」	荒 井 一 平	40
SS会ゴルフコンペ参加者募集		41
委員長あいさつ		
経理委員会	加 藤 一 博	42
総務教育広報委員会	安 川 真由美	42
生活排水対策委員会	奥 澤 直 人	43
補償料金対策委員会	八重樫 耕 史	43
ゴミ対策委員会	大 山 裕	44
青年部		45
女性部		45
第26期役員名簿		48



年頭の挨拶

埼玉県一般廃棄物連合会

理事長 西野 日出夫

明けましておめでとうございます。

会員各位ならびに関係各位が、ご健勝にて令和8年の初春をお迎えになられましたことを、心よりお慶び申し上げます。

ますます不安定さを増す世界情勢の中、昨年10月には日本で初めての女性首相が誕生いたしました。新内閣は、自治体向け交付金の拡充による中小企業のコスト高対策に加え、ガソリン税の暫定税率を令和7年12月末で廃止する法改正を進めるなど、私たちの業界にも大きな影響を及ぼす施策を打ち出しております。これらの施策が着実に実を結び、燃料価格や物流コストの安定につながることを期待しております。

皆様ご存じの通り昨年1月3日、川口市朝日環境センターで火災が発生し一般ごみの搬入が停止したことにより、同市の業者は他市町への不慣れな道での長距離搬入や作業時間の延長を余儀なくされ、大きな負担を強いられました。当会は埼玉県から「災害廃棄物に関する協定」に基づく要請を受けて収集運搬業務の支援活動を行うとともに、戸田蕨衛生センター火災の際にも地元会員と連携して情報収集と支援体制の整備にあたりました。こうした火災は県内外の処理場やパッカー車でも発生しており、業務継続と人命にかかわる重大な問題です。このような厳しい状況の中でも日々の業務を支えてくださっている会員の皆様のご尽力に、深く感謝と敬意を表します。当会といたしましては、行政と連携し、再発防止と安全確保のための対策を一層推進してまいります。

環境省と総務省は令和6年9月30日に、「一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（930通知）を発出しました。これを受け、同年10月9日には埼玉県資源循環推進課長名にて、各市町村および関係各所宛に同趣旨の「一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（109通知）が発出されました。

当会ではこれらを踏まえ、令和7年には毛呂山町・鳩山町・ときがわ町を訪問し、要望書の提出および意見交換を行いました。また、各政党にも要望書を提出し、説明会や勉強会を実施いたしました。さらに、11月には市長会・町村長会に対して要望書を提出し、一般廃棄物処理業者が直面している厳しい経営環境と、その役割が地域社会の維持に不可欠であることを強く訴えました。今後も埼玉県ならびに各市町村の行政機関と連携を図り、より良い施策の実現に向けて取り組んでまいります。

令和6年の忘年会におきましては、会員の皆様のご厚意による寄付金と連合会本会計からの拠出金を合わせ、1月に交通遺児等援護募金を行いました。この取り組みに対し、埼玉県交通安全対策協議会より感謝状を賜りましたことをご報告申し上げますとともに、あらためて会員の皆様に心より御礼申し上げます。

10月には、「秋のプラごみウィーク」にあわせ、県庁周辺にて清掃活動を実施いたしました。当日は雨で寒さもありましたが、多くの会員の皆様にご参加いただくとともに、埼玉県資源循環推進課の皆様方にもご協力を賜り、浦和の街をきれいにすることができました。ご参加いただきました皆様に、重ねて御礼申し上げます。

本年も、関係省庁および関係団体との連携を一層深め、事業を力強く展開してまいります。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様並びに関係各位のご多幸と、今後ますますのご協力・ご指導を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



「埼玉の未来を築く更なる挑戦」

埼玉県知事 大野元裕

明けましておめでとうございます。埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様には健やかに令和8年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

初めに、昨年1月に八潮市中央1丁目県道交差点付近で発生した陥没事故について、改めてお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、御家族、関係者の方々にお悔やみを申し上げます。

また、地域の皆様には、長期にわたり多大なる御不便、御迷惑をお掛けしており、心からお詫び申し上げますとともに、様々な御協力に感謝を申し上げます。できる限り早期の復旧を目指して工事を着実に進めてまいります。

大規模下水道は上水道と異なり止めることができず、現在の技術では更新が不可能です。点検・調査についても手法が確立していないなど、今回の事故は多くの教訓を残しました。点検・調査や改築・更新等の手法の確立が急務であるとともに、費用負担のあり方も議論が必要です。

このような事故はいつでもどこでも起こり得るため、本事案で判明した様々な課題を国や全国に提言・発信するとともに、未然防止対策を国と共に推進してまいります。

さて、本県は「人口減少・超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という2つの歴史的課題に直面しています。活力あふれる埼玉の未来を築くには、これらの課題に敢然と立ち向かい、時代の変化を捉えた中長期的な施策を実行していくことが必要です。

本県ではこれまでも、先手先手の施策に取り組み、着実に成果につなげてきました。

昨年5月に天皇陛下の御臨席の下、本県では66年ぶりとなる全国植樹祭を開催し、豊富な森林資源の循環利用を図る「活樹」の重要性を広く全国に発信しました。

7月には、さいたま新都心にイノベーション創出拠点「渋沢MIX」を開設し、企業や起業家、投資家、支援機関など様々な主体が集い結びつくハブとして、県内企業のイノベーションを生み出す場となっています。

さらに、全国で初めて産・官・金・労の12者で締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」を踏まえ、企業の価格転嫁をきめ細かく支援しています。価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できる「価格交渉支援ツール」など、本県から始まった地域連携の動きは「埼玉モデル」として現在、41都道県にまで拡大しており、全国から高い評価を得ています。

企業のサプライチェーンは全国に広がっていることから、この「埼玉モデル」の広域展開を着実に進め、

賃上げの正のスパイラルにつなげて、今年も本県が全国の持続的な経済構築に向けた取組をリードしていきます。

新しい年には「歴史的課題への挑戦」、そして「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた取組を更に前に進めていきます。

今後、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中でも将来にわたり強い経済を構築するためには、労働生産性の向上が不可欠です。社会全体のDXの推進や渋沢MI Xを中心としたイノベーション創出などの取組を加速化することと併せ、県庁もデジタルを前提に仕事のやり方を根本から見直し、業務の生産性と県民サービスの向上を図ります。「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」により持続可能なまちづくりに取り組むほか、医療・福祉人材の確保、サーキュラーエコノミーの推進など、将来を見据えた施策を進めていきます。

一方、激甚化・頻発化する自然災害などの危機に対しては、流域治水対策など県土の強靱化を図るとともに「埼玉版FEMA」の実効性を更に高めるなど、各分野での取組を深化させていきます。

さらに、今年は現行の「日本一暮らしやすい埼玉」5か年計画の総仕上げの年です。「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会」の実現を確かなものにしていきます。引き続きジェンダー主流化の視点に立って県政運営を進めるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組を更に充実させていきます。

今年11月には、全国健康福祉祭、「ねんりんピック」を本県で初めて開催します。大会を契機に人生100年時代を豊かに過ごせる社会づくりを進めるとともに、埼玉の自然や文化、食などの魅力を全国に広く発信していきます。

また、近年は本県のいちごや梨などが全国で高い評価を得ており、今年は県育成の最も新しいお米「えみほころ」の本格生産も始まります。是非、県のおいしい農産物を御賞味いただけますと幸いです。

今年は「午（うま）」年です。埼玉県が未来に向けて力強く前進する年となるよう皆様と共に「ワンチーム埼玉」で取り組んでまいります。



新年に寄せて

～一般廃棄物処理行政について～

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

課長 杉 本 留 三

令和8年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

埼玉県一般廃棄物連合会の皆様方におかれましては、日々、一般廃棄物の適正処理や浄化槽の清掃等、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために御尽力されていることに対し、深く敬意を表するとともに、廃棄物・資源循環行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年も、九州地方を中心に大きな被害のあった令和7年8月の大雨をはじめ、台風、大雨等の自然災害により、全国各地で被害が多く発生しました。お亡くなりの方々に、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。

全国各地で頻発する災害に対し、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施や、平時からの体制整備が一層の急務となっています。環境省では、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、環境省職員のみならず、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や、災害廃棄物処理経験を有する自治体職員を登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」による被災自治体支援体制の充実を図っており、災害時には、全国の自治体や一般社団法人日本環境保全協会を始めとする一般廃棄物処理団体、民間事業者等の御協力もいただきながら、災害廃棄物の収集運搬や仮置場の確保・運営等について支援を行っています。

また、昨年は、災害廃棄物対策推進検討会において、令和6年度能登半島地震をはじめとする災害廃棄物対応の検証等を行い、「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」について取りまとめました。そのうち制度的措置に関する事項については、中央環境審議会の下に設置された「廃棄物処理制度小委員会」において審議を行っているところです。

今後も、災害時における支援とともに、平時の備えを一層充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定及び改定の支援や、国、地方自治体、関係事業者等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を更に進めてまいります。

一般廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も更に推進する必要があります。廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な質上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要です。このような考えの下、令和6年9月30日付け環境再生・資源循環局長通知「一般廃棄物処理業務における『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等を踏まえた対応について（通知）」を発出し、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを各都道府県知事宛に通知しました。加えて、同通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を行い、令和7年10月に調査結果及び調査結果を踏まえた留意事項について各都道府県に対し周知しました。各都道府県に対しては、同通知を踏まえ、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めるとともに、改めて同通知の趣旨及び内容について、管内市町村に対し、周知徹底をお願いしているところです。引き続き、同通知の趣旨について、周知を図ってまいります。

廃棄物処理システムの脱炭素化については、『2050年温室効果ガス排出実質ゼロ』に向けた検討を進めるため、令和3年8月に中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表し、令和4年9月には「循環経済工程表」を策定しました。

また、令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、気候変動への対応について「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進」の視点を、3R・適正処理の推進について「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。加えて「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させました。

一般廃棄物処理施設は、平常時及び災害時を通して一般廃棄物の処理を適正かつ着実に、地域の資源循環を支えるとともに、地域創生の基盤となる重要な社会インフラです。廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物処理施設整備計画等を踏まえつつ、防災・減災や国土強靱化、廃棄物エネルギーの利用等の観点からも、廃棄物処理施設を核として地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について、循環型社会形成推進交付金等で支援することにより、早急かつ適切な更新を進めてまいります。

循環型社会形成推進交付金等による支援では、浄化槽の整備も重要です。浄化槽は地域の水循環を確保し、公共用水域の水質保全を図ることで生活環境の保全に寄与するとともに、地域の事業者の力で設置・維持管理が行われるため、地域活性化にも貢献できると考えており、一層の整備推進と維持管理の徹底を図ってまいります。

また、令和6年8月には、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。これに基づいて多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に向けて、廃棄物処理施設の整備や広域化・集約化、特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等を推進してまいります。

本年も、昨年に引き続き、災害廃棄物を含めた一般廃棄物の適正・円滑な処理を推進するとともに、循環型社会と脱炭素社会の統合的実現に向け、これら施策の実現に向けて全力を尽くしていく所存です。

皆様におかれましても、廃棄物・資源循環行政に変わらぬ御支援、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

最後に、この一年が皆様方にとって大いなる飛躍の年となりますよう、心から祈念いたしまして私の年頭の挨拶とさせていただきます。



「浄化槽行政について」

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

浄化槽推進室長 竹谷 理 志

新年明けましておめでとうございます。

平素より浄化槽行政の推進に御理解、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。また、浄化槽の整備や維持管理を通じて、生活環境の保全や公衆衛生の向上に多大な貢献をいただいている皆様に対して、改めて感謝申し上げます。

污水处理施設の整備に関しては、令和8年度の概成という目標に向けて取組が進められ、現在、我が国の污水处理人口普及率は、約93.7%にまで進展してきました。一方で、地方部を中心に未だ約780万人の方々が污水处理施設を必要としていることに加え、これまで整備されてきた污水处理インフラの老朽化や本格的な人口減少といった、社会情勢の大きな変化に直面しています。こうした状況を踏まえ、効率的・持続的な污水处理施設を構築するための都道府県構想の見直しも全国で進んでおり、従来からの污水处理未普及地域への整備のみならず、近年では、更新時期を迎えた集落排水施設等を浄化槽に転換した静岡県南伊豆町のような事例や、能登半島地震の被災地において下水道整備済みの区域を浄化槽に転換する方針を表明した石川県珠洲市のような事例が見られるようになってきました。こうした動きは今後も拡大が見込まれ、コスト面や設置期間の観点から分散型処理施設である浄化槽の果たす役割はますます大きくなってまいります。環境省としても関係省庁と連携しながら、各地域の状況を踏まえた持続可能な污水处理施設の整備を後押ししていきます。

浄化槽行政には個別にも解決すべき課題が多く残されています。全国で未だに約336万基が残存している単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換についてや、適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の確保など、浄化槽行政には依然として多くの課題が残されています。環境省においては、一昨年11月に取りまとめた有識者検討会の報告書を踏まえ、令和元年の浄化槽法改正によって制度が創設された「特定既存単独処理浄化槽」の措置に関する指針を昨年3月に改定し、特定既存の判断基準の定量化・明確化や、指定検査機関の役割の明確化などが盛り込まれました。

また、浄化槽設置後の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の確保も喫緊の課題です。環境省では、維持管理方法の収集・活用に関するデジタル化事例集を昨年3月に作成し、埼玉県の実例も先進例として詳しく取り上げたほか、維持管理に関する浄化槽管理者への指導・助言マニュアルの作成や、少人数高齢世帯の維持管理負担を軽減するメニューの創設など、予算面での支援も拡充しています。

加えて、能登半島地震の教訓を生かし、浄化槽の大規模被害を想定した平時からの災害対応力を強化することも重要です。現在、四国4県におけるブロック単位での災害協定の締結に向けた取組も後押ししており、都道府県を超える広域的な支援体制の構築を全国に展開していけるよう取組を進めます。

浄化槽の普及には信頼性の確保が不可欠であることから、引き続き施策の周知徹底に努めてまいります。

この他、浄化槽管理者による維持管理の質の向上等を目的とした浄化槽法改正を議員立法により目指す動きなどもあり、浄化槽行政は令和元年以来の大きな変化の時期を迎えつつあると感じています。こうした時期にあっては、それぞれの地域における行政・事業者・関係機関の連携がより重要となります。関係者の皆様には、協議会の設置をはじめとする相互の連携強化に向けた取組を引き続きお願いいたします。

人口減少に伴い労働人口も減少していく中で、行政・事業者双方におけるデジタル化への対応など、社会状況を踏まえた変化が求められます。様々な課題はありつつも、浄化槽というシステムが持つ価値に揺らぎはありません。環境省としては、令和8年度の污水处理施設の概成後も見据え、持続可能な浄化槽システムの構築に向けて、関係者の皆様と手を携えて取組を進めてまいります。本年も御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たり、皆様のますますの御健勝と御発展を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



加須市の一般廃棄物行政について

加須市長 角 田 守 良

新年あけましておめでとうございます。

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素、加須市の廃棄物行政に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、日頃から一般廃棄物の収集・運搬・適正処理を通じまして、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、多大なる御尽力を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

本市は、埼玉県の北東部に位置し、群馬県、栃木県、茨城県の三県と接する、まさに「関東のどまんなか」に位置しています。都心からは概ね50km圏内、電車で1時間余りにありながら、広大な関東平野の豊かな田園風景が広がり、自然災害も比較的少なく、のびのびと過ごせる住みやすいまちです。また、面積は133.30平方キロメートルを有し、平成22年3月に旧加須市、騎西町、北川辺町、大利根町の1市3町が合併し、現在の姿となりました。現在、子育て世代にも評価される、地域の魅力を高めるまちづくりを進めております。第一次産業（農業）の就業人口割合は5%、第二次産業（製造業等）が28%、第三次産業（運輸、小売、医療福祉等）が63%と、多様な産業があり、古くから「こいのぼりのまち」として全国的に知られ、利根川の恵みを受けた米や、「いちご」「いちじく」「梨」などの特産品も有しています。この豊かな自然環境と市民生活を守り、次世代に引き継いでいくことが、私たちの重要な使命であります。

本市の一般廃棄物行政につきましては、持続可能な地域社会の実現に向け、一般廃棄物処理基本計画に基づき、長期的な視点での廃棄物処理の推進を図ってまいりました。特に、ごみの減量化と資源化に関しては、市民・事業者の皆様の御協力のもと、積極的な取り組みを展開してまいりました。平成25年度からごみの5種18分別を開始し、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」はもとより、さらに一歩進んだ取り組みとして、「5R（リフューズ・リペア）」を提唱し、市民への啓発に努めております。

その結果、本市は、平成25年度から11年連続で全国ベスト5のリサイクル率を維持していることを誇りとしております。これは、市民の皆さまによるごみの分別の徹底や、加須・大利根の両クリーンセンターを中心とした適正処理体制の構築、そして何より、市民一人ひとりの環境意識の高さ、いわゆる「市民力」の賜物であると考えております。令和5年3月には、「第2次加須市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。この計画では、ごみ処理関連事項及び施設整備のあり方について検討し、一般廃棄物の減量化・資源化及び処理施設の整備方針など、適正処理を総合的、計画的に推進することを目標としております。

そして今後の廃棄物行政には、課題もございます。少子高齢化に伴い想定される、集積所へのごみ出し困難な世帯が今後増えていくことへの対応や、多文化共生社会のために、外国人の方がごみ出しに困ることがないように対応、昨今の国内の自然災害頻発を受け、災害時の廃棄物処理体制の強化など、新たな行政課題にも直面しています。

令和8年、さらにその先の未来を見据え、本市の廃棄物行政は新たなステージへと移行します。今後の主要な取り組みと決意を申し上げます。

第一に、「ごみ処理施設の再編」です。施設の老朽化や効率的な運営の観点から、ごみ処理施設の再編を計画しております。将来にわたって安定的な廃棄物処理体制を維持するため、老朽化の著しいごみ処理施設の統廃合を含めた再編について、施設の長寿命化や強靱化に向けた施設整備を推進します。

第二に、「ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組み」です。令和5年3月、「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることの実現を目指しております。廃棄物処理においても、地球温暖化対策は喫緊の課題です。ごみの減量化に努め、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ることを推進します。

第三に、「市民・事業者との連携強化とDXの推進」です。ごみ出しに関するアプリやAIを活用した分別案内など、デジタル技術（DX）を活用して、より分かりやすく、実践しやすいごみの情報を提供していきます。また、廃棄物減量等推進審議会などを通じて、市民の皆様や事業者の皆様との対話を深め、地域一体となった取り組みを推進します。

廃棄物行政は、市民生活に直結する重要な分野であると同時に、地球環境問題の解決にも繋がるものです。埼玉県一般廃棄物連合会の皆様の専門的な知見と現場での御尽力は、本市にとって欠かせない財産です。引き続き埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々の発展と、会員の皆様の御健勝とさらなる御活躍を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



毛呂山町の一般廃棄物 処理行政について

毛呂山町長 井 上 健 次

新年明けましておめでとうございます。

埼玉県一般廃棄物連合会の会員各位におかれましては、穏やかな新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。平素より、一般廃棄物の収集・運搬および適正処理を通じ、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本町は、埼玉県南西部に位置し、外秩父山地の東縁に広がる山地と平野の多様な地形、穏やかな気候、豊かな自然に恵まれています。県道飯能寄居線が南北に、県道川越坂戸毛呂山線および川越越生線が東西に走り、中央部の市街地にはJR八高線と東武東上線が通じるなど、都心から約50km圏という立地と良好なアクセスにより宅地化が進む一方、出雲伊波比神社の「流鏑馬」（約960年の歴史）や、奈良時代から続く「ゆず」栽培など、伝統と文化を今に受け継ぐまちでもあります。

近年、地球温暖化の進行に伴い、海面上昇や自然災害の頻発・激甚化が世界的な課題となる中、国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言いたしました。こうした状況を踏まえ、毛呂山町・越生町・ときがわ町・東秩父村の3町1村は、2022年12月25日に「山並み連携ゼロカーボンシティ共同宣言」を行い、「山並み連携ゼロカーボンシティ協議会」を設立しました。恵まれた自然環境を将来世代へ継承するため、森林の保全や林業の活性化、廃棄物の減量化、省エネルギーの普及啓発などに連携して取り組んでおります。

さて、本町の一般廃棄物処理は、鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町で構成する埼玉西部環境保全組合において実施しており、同組合が定める一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、安定的かつ効率的な処理の推進に努めております。令和7年3月には同計画を改定しており、広域連携による施設整備、資源化の高度化、最終処分量の縮減などを一層進めてまいります。併せて、本町は鳩山町の埼玉西部クリーンセンターの広域施設を活用しつつ、不燃・粗大ごみの資源化については川角リサイクルプラザを拠点として着実に進めております。

ごみの減量に関しては、家庭系可燃ごみの排出量を年平均0.83%削減することを目標として掲げ、令和5年度の現状値6,077tを、令和11年度までに5,774tへと減少させることを目指しております。目標の達成に向け、町民、事業者、行政が一体となった取り組みを引き続き推進してまいります。

循環型社会の実現に向けては、「リフューズ（Refuse）・リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）」の4Rを総合的に展開しています。特に生ごみの減量化を重点課題と位置づけ、コンポスト等の生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機の購入費補助を実施するとともに、土中の微生物の働きで生ごみを分解・減容する処理容器「キューロ」の普及に取り組んでおります。「キューロ」は、本町を含む埼玉県西部地域産の「西川材」の端材を活用して製作しており、生ごみの減量化に加え、木材の地産地消による林業振興、端材活用による資源循環にも資する取組として推進しております。

また、民間事業者との連携では、平成29年7月に、環境省および経済産業省の認定を受けた再資源化事業者と協定を締結し、不要となった家庭用パソコンや小型家電を宅配便で回収するサービスを開始いたしました。さらに、令和7年2月には、リユースを中心にネット型事業を展開する事業者と協定を締結し、家具・家電などの大型製品から趣味嗜好品に至るまで、複数事業者による一括査定が可能な買取サービスを提供することで、町民のリユース活動を後押ししております。これらの取組を通じ、資源の有効活用と廃棄物発生抑制の両立を図ってまいります。

今後も、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、町民の皆様および事業者の皆様と緊密に連携し、安定的で効率的なごみ処理体制の構築と、資源循環のさらなる促進に努めてまいります。収集運搬・中間処理・最終処分の各段階での最適化を進めるとともに、適正分別の徹底、資源化率の向上、温室効果ガス排出の削減に一層取り組んでまいります。引き続き、貴連合会会員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴連合会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



「埼玉県における 一般廃棄物処理行政について」

埼玉県環境部資源循環推進課

課長 今 川 知 浩

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては新たな年を迎えられ、健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃、本県の一般廃棄物行政の推進に多大なる御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年1月、川口市朝日環境センターで火災が発生し、ごみの受入れが停止という緊急事態が生じました。市民生活への影響が懸念される中、貴会からいち早く支援を申し出いただき、直ちに体制を整えて御対応いただいたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

7月には、川口市を支援していた蕨戸田衛生センターでも火災が発生するなど、県内のごみ処理施設や収集運搬車両で火災が頻発しております。原因の約7割がリチウムイオン電池によるものであり、ごみ処理の大きな課題となっています。火災を防ぐには、県民一人ひとりが市町村のルールに従い、適切に分別排出することが不可欠です。しかしながら「どの製品にリチウムイオン電池が使われているか分からない」という声も耳にします。県ではこうした課題に対応すべく、リチウムイオン電池使用製品がひと目でわかる啓発ポスターやチラシを作成し、市町村を通じて周知徹底を図っています。また、「彩の国だより」やテレビ・ラジオによる広報、啓発動画の駅や金融機関窓口等での放映など、多角的なアプローチで注意喚起に努めています。今後も市町村や企業と連携し、実効性の高い啓発方法を検討、実施してまいります。

リチウムイオン電池はごみ処理施設等での火災の原因となる一方、コバルトやニッケルといった貴重なレアメタルを使用しており、資源としての再利用が望まれています。しかし、国の推計では家庭から排出されたリチウムイオン電池からのレアメタル回収率は5パーセントに過ぎません。県では、リチウムイオン電池からレアメタルを効率的に回収する仕組みを構築するため、企業や市と連携し、分別や処理に関する実証試験を実施しています。その成果として、リチウムイオン電池を種類・製品別に分別し、一定量を確保することで事業性ある持続可能な仕組みが成立することが分かりました。現在、これらの条件を満たすため、適切な分別排出を促す広報の検討、ごみ集積所と専用ボックスでの排出量の比較等を行っています。今後は、市町村向けのマニュアルを作成し、より多くの市町村がこの仕組みに参加するよう働き掛けてまいります。このリチウムイオン電池の広域回収・資源化の仕組みづくりは、サーキュラーエコノミー（循環経済）推進の事例ですが、県民の皆様にはリチウムイオン電池の分別排出を促していく点で、ごみ処理施設等での火災防止にもつながる事業でもあります。貴会の御理解、御協力もいただきながら、推進してまいります。

さて、一般廃棄物の収集運搬や処理は、リチウムイオン電池による火災などの危険と常に隣り合わせであり、皆様の御苦勞に心より敬意を表します。その上、労務費やエネルギー価格の高騰、深刻な人手不足といった複合的な要因が事業経営に大きな影響を与えていると認識しています。皆様の安定的な事業継続が危ぶまれる状況は、県民全体の生活環境等にも直結する重大な課題です。こうした状況を踏まえ、令和6年9月、環境省は一般廃棄物処理業務における「労務費等の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について都道府県宛での通知を発出いたしました。この通知は、公契約におけるコスト上昇分の適正な価格転嫁を促すものです。県では、市町村を対象に説明会を開催し、一般廃棄物処理業務の確実な履行を確保すべく、委託料への労務費等の適切な転嫁について対応を促しました。その後、市町村の対応状況を把握するための調査を実施し、その結果と併せて環境省通知の主要なポイント、委託の選定方法、公表資料の活用などを明記した資料を作成しました。この資料は県ホームページ上で公開するとともに、改めて市町村研修会を開催し、対応の促進を図ったところです。引き続き、市町村の状況を注視し、貴会の御意見も伺いながら、労務費等が適切に転嫁されるよう、対応を進めてまいります。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様の御健康と、今年一年が実り多き飛躍の年となりますようお祈り申し上げ、私の年頭の挨拶とさせていただきます。



埼玉県における浄化槽行政について

埼玉県環境部水環境課

課長 堀 口 郁 子

埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃浄化槽の適正な維持管理の推進につきましては、多大なる御協力に厚くお礼申し上げます。

さて、県では、これまで河川水質の改善や水辺の保全・再生に向けて「川の再生」に取り組んでおります。皆様の御協力により、令和6年度の県内河川のBOD環境基準達成率は91%となっており、河川の水質は改善の傾向にあります。一方、令和6年度末現在で、約42万人分の台所排水等の生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されております。河川の更なる水質改善のためには、合併処理浄化槽や公共下水道などの生活排水処理施設の整備を進めることが重要です。生活排水処理人口普及率は令和6年度末現在は94.3%と年々着実に改善しているものの、更なる水質改善には、生活排水処理施設の整備に係る取組の強化が必要となっています。

また、河川水質を安定的に維持していくには、浄化槽の維持管理も重要です。令和6年度の11条検査の受検率は24.8%と全国平均に対しておよそ半分にとどまっており、引き続き未受検者への普及啓発・指導が必要な状況となっております。

さらに、令和2年度の浄化槽法改正により、維持管理情報を含む浄化槽台帳の整備が県に義務付けられました。浄化槽台帳に記載する維持管理情報の収集につきましては、埼玉県浄化槽適正処理促進協議会で検討を進め、普段の業務においてパソコンになじみがない場合もスマートフォンで県に御提供いただけるシステムの整備を令和3年度に行いました。

令和4年度から保守点検情報についてこのシステムを運用開始しました。清掃情報についても令和5年度から一部市町村より御提供をいただいております。令和6年度より、直接清掃業者の皆様から清掃情報を御提供いただく9市町及び残りの市町村に対し報告依頼の通知を行い、県が対象とする全ての市町村において清掃情報の収集を開始しました。

御報告いただいた浄化槽維持管理情報は浄化槽台帳に登載し、法定検査の受検をはじめ清掃・保守点検の適正実施についての浄化槽管理者に対する指導に活用してまいります。また、令和5年度より、浄化槽台帳が整備されている4市町において法定検査未受検者に対する個別通知を行い、令和6年度は7市町、令和7年度は10市町まで対象を拡大して個別通知を行いました。個別通知事業について御協力いただきありがとうございました。維持管理情報等の収集に当たり、貴会並びに会員の皆様の御協力がますます重要になってまいります。今後とも皆様にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

県では、令和3年度から「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」通称「リバサポ」に取り組んでいます。リバサポは川の清掃や環境学習などで活躍する川の国応援団に加え、新たに企業や個人にも活動に参画していただき、それぞれが連携しながら、川の保全や川との共生の取組を更に広げ、SDGsを実現することを目指しています。貴会の皆様も是非、リバーサポーターとして、活動していただければと思います。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして新年の御挨拶とさせていただきます。



～自転車の交通ルール順守と 高齢者を始めとする歩行者の保護～

埼玉県警察本部交通部理事官兼交通総務課

課長 久保田 豊

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、とりわけ交通事故防止活動に対して深いご理解と多大なるご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は貴連合会会員の皆様方にもご協力いただいておりますKEEP38プロジェクトが5周年を迎え、開始直後68事業所であったモデル事業所は1,000を超えました。

また、効果的な歩行者保護対策であるとして神奈川県警察から自県に取り入れたいという申し入れがあり、現在、同施策は神奈川県においても推進中です。

埼玉県発祥の歩行者保護対策が他県にまで波及したことは大変意義深く、これも貴連合会を始めとする交通関係機関や団体の皆様方のご協力の賜物であります。

重ねて御礼申し上げますとともに、同施策への一層のご協力をお願いいたします。

本年は、4月1日から自転車に対する交通反則通告制度の適用が開始されます。

交通反則通告制度は、一定の交通違反について、反則金を定め、反則金納付により違反の処理が終結するという制度です。

飲酒運転や妨害運転等の違反についてはこれまでと同様に赤切符（刑事手続）が適用されます。

これらは、増え続ける自転車乗用中の交通事故を抑止するための制度であり、本改正の根拠となった警察庁の統計では、自転車乗用中の人が第1当事者となる交通事故のうち、携帯電話使用等に起因する交通事故件数は平成25年から平成29年までの5年間と比べ平成30年から令和4年の5年間の累計で53.9%増加しております。

また、酒気帯び運転に起因する交通事故における死亡、重傷率は、平成15年から令和4年の累計で、自転車が第1当事者の場合、酒気を帯びていない場合と比べて約1.9倍、自転車が第2当事者の場合、約2.5倍となっています。

交通事故にあわないためにも従業員の皆様やそのご家族に対し、今回の改正に加え、乗車中のヘルメット着用や自転車の交通ルール及びマナーの遵守を呼びかけていただき、県内における交通安全意識の普及にご協力頂けると幸いです。

次に、近年、埼玉県内における交通死亡事故について、高齢歩行者が被害にあうケースが多発傾向にあり、当課としましてもラジオ体操会場等における啓発活動や自発光式の反射材の配布等の対策を推進しているところです。

令和7年中、交通事故で亡くなられた高齢歩行者の8割以上が道路横断中であつたことからドライバーの皆様方には早朝等交通量の少ない時間帯であっても油断せず道路環境に応じた安全速度を守り、不意な横断に備えるため前方の安全確認を徹底していただくようお願い申し上げます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々のご発展と会員の皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



設立 65 周年にあたり一般廃棄物の適正処理推進 持続可能な未来の実現に向け一層の貢献

一般社団法人 日本環境保全協会

会長 山 条 忠 文

令和 8 年の年頭にあたり謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年も、各地で重なる豪雨災害等自然災害、自然気候環境変化等クマの出没や廃棄物不適正処理等（リチウム電池）の火災発生など、さらには続く世界情勢の不安定化が続き物価の上昇など多くの困難を抱えるなどにより、多くの国民の生活や仕事に大きな影響を与えました。そのような中、会員各位並びに関係行政機関を始め関係団体の方々より、当協会の事業拡販にわたる格別のご理解とご支援ご協力を賜り、事業が滞りなく継続することが出来ました事を衷心より厚く御礼申し上げます。

一般廃棄物処理事業者である私共の事業は、社会や生活様式の多様性変容にあっても、常に「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」と位置付けられ、安定的な業務の継続が求められていることはゆるぎのないものであります。

日本環境保全協会は、昭和 36 年に一般廃棄物処理業者の全国団体として設立して以来 65 年の永きにわたり、私共は一般廃棄物処理業者の健全な発展へ全会員一致団結のもとに事業の推進を図ってまいりました。

さらに今日私共は、一般廃棄物の適正処理を日々如何なる時も確実に実行することを社会使命に全国津々浦々で市町村行政に積極的に協力し、ごみ・し尿・生活排水の適正処理に努め、地域の最前線で住民の安心・安全の確保に取り組んでおります。

これまで本会は数次の大災害に際し、全会員一致結束のもと被災地で刻々と排出・廃棄されるし尿・ごみ処理の復旧支援に努めてまいりました。とりわけ、近年の気候変動により多発する自然災害では被災地において団体会員・ブロック協議会は、総力を挙げてそのし尿・ごみ処理、災害廃棄物の処理支援に奮闘してまいりました。今後におきましても環境省の災害廃棄物処理支援ネットワークメンバーとして災害復旧支援体制を堅持し、大規模災害発生時には適切・迅速な救援活動を展開してまいります。

一般廃棄物処理はその公共性から、継続的かつ安定的な適正処理の確保が極めて重要であります。美しい国・日本を未来に発展継承するため、本年は 9.30 通知にご理解をいただき、私共は地域に根差した専門企業集団として、地域の環境の保全と地域創生に一層の貢献を果たす決意であります。

そのためにも環境への負荷の低減、資源循環・脱炭素を図るために食品リサイクル事業、容器包装・プラスチック資源循環促進等、各種リサイクル事業に積極的に取り組み、明日の循環型社会の形成に努めてまいります。

また、水環境の保全では、経済的かつ効率的、そして災害に強い合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理体制の整備を図ってまいります。

私どもは日本が直面する人口減少、高齢化、都市への人口集中、地方の衰退などの構造的課題と向き合い喫緊の課題も踏まえ、社会の要請にしっかりと応え、培った技術と組織力をもって資源生産性の高い循環型社会を構築していくために、環境保全事業を総合的に担う静脈産業の企業集団として事業を推進してまいります。

各位の旧に倍するご鞭撻をお願い申し上げますと共にご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、本年も引き続き感染症や大規模災害等に備えて、市町村等と連携し廃棄物の円滑かつ確実な処理を努力してまいります。最後になりましたが、会員各位並びに関係各皆様のご健勝とますますのご発展をご祈念申し上げますと共に、当協会への倍旧のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



“時代の転換期を迎えた浄化槽”

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

理事長 西 野 則 幸

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は、当協会の運営に関しまして、多大のご指導、ご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。本年も引き続き、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみると、2025年は浄化槽にとって大きな転換期となる年ではなかったかと思えます。

近年は地震や豪雨などの自然災害の頻発により、生活排水処理のインフラを考えた場合、集合処理である下水道よりも個別処理である合併処理浄化槽の良さが大きくクローズアップされるようになってきました。2024年元旦に発生した能登半島地震では能登地域の壊滅的な被害を受けて、生活排水の処理手法についてもその復旧までに要する時間の速さなどからそれまでの下水道などによる集合処理から合併処理浄化槽による個別処理に転換された地域が多くありました。

そして2025年1月には既存の社会生活インフラの在り方について社会に大きな衝撃を与える事件が発生しました。それは私たちの地元である埼玉県の八潮市で発生した大規模な下水道管の破損による道路陥没事故です。この事故では陥没した下水道管の中に現場を通行していたトラックが転落し、トラック運転手の方の救出作業に3か月を要して結果としてその方がお亡くなりになるという痛ましい事故でした。それとともに、破損した下水道管が埼玉県中川流域下水道の流末に近い場所であったこともあり、一時的には下水道の使用をできるだけ控えるよう協力をお願いするなど、多くの県民の方の生活にも大きな影響を与えるものでした。

これまで、埼玉県をはじめ、人口が集中する都市部を中心に、社会生活インフラとして生活排水処理の方法を考えてきた結果、効率的でより処理コストが安い集合処理である下水道が多く地域で整備され、生活排水処理の主役を担ってきました。これらの下水道施設ですが、今は多くの施設が建設から30年以上経過し、早急な施設の老朽化対策の実施や施設自体の更新時期を迎えるものも多くなってきました。今回の陥没事故が発生した下水道の管渠は、下水処理施設までの流下の際に発生する硫化水素の影響で腐食・劣化が進みやすいものです。このため、全国でも既存施設の安全性についての点検・修繕が必要なものも少なくなく、このような状況から早急な安全対策の実施や施設の更新などその対応が待ったなしの状況にきていることが明らかになりました。しかしながら、下水道施設の安全対策の実施は簡単に行うことは難しく、ましてや施設の更新には多額の費用と時間がかかり、すぐに対応できるものではありません。

全国で下水道の整備が進み、使用が開始された昭和の時代は日本の人口も増加を続けており、下水道処理に必要な経費は下水道利用者が負担する使用料金で十分に賄うことができました。しかし、全国的に少子高齢化が深刻な問題となっている現在は、下水道収入だけで施設の維持管理とともに将来を見据えた更新費用まで賄うのは厳しい施設が増えてきています。特に地方都市など人口減少が著しい地域では大きな問題となってきています。

今まで述べてきた集合処理の課題は、下水道施設だけでなく、1処理施設当たりの利用人口が多くない農業集落排水処理施設でも同様です。

今回の埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損による道路陥没事故を受けて、生活排水処理の方法について、「下水道から浄化槽への転換も含めまして、地方公共団体が持続可能な、そして最適な種類が選択できますように、国として支援のメニューというものを整えてまいりたい。」との発言が国会の予算委員会の場で時の総理大臣からなされることにもなりました。総理大臣の発言もあり、国の制度として下水道や農業集落排水処理施設から個別処理である合併処理浄化槽へ転換する場合に合併処理浄化槽への転換だけでなく既存下水道施設の管路の撤去などに対しても国庫補助が受けられるようになりました。

日本における生活排水処理インフラを考える場合、今後も少子高齢化による人口減少社会が継続するであろうことを考えると、集合処理である下水道や農業集落排水処理施設から個別処理である合併処理浄化槽への転換が増えていくことが予想されます。合併処理浄化槽が生活排水処理インフラとしてこれまでに以上に重要になっていくものと考えられます。

今後、全国的により一層の普及が見込まれる合併処理浄化槽ですが、埼玉県では合併処理浄化槽を含む全浄化槽について大きな課題があります。合併処理浄化槽がその性能を十分に発揮するためには、適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を定期的の実施して使用していただくことが不可欠です。しかしながら、埼玉県では維持管理、とりわけ定期検査である法定の11条検査の受検率が最新である令和6年度でも24.8%と全国平均の49.8%の半分以下の状況です。また、合併処理浄化槽だけをみても埼玉県の11条検査受検率は39.1%と全国平均の66.4%の半分程度の受検率にとどまっています。私たち浄化槽に関わる者としては、浄化槽の果たす役割が、社会において今後ますます重要になっていくこともあり、日々浄化槽を使用する浄化槽管理者の方々にとっても末永く安心して使用していただけるよう、埼玉県や市町村の行政の方々とともに維持管理の重要性の周知なども含めて、業界としてもしっかりと取り組んでいかねければならないと改めて感じました次第です。

結びとなりますが、埼玉県一般廃棄物連合会の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



浄化槽維持管理の現状と 課題について

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

代表理事 野口 裕 司

明けましておめでとうございます。新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げますとともに本年もどうぞよろしくお願いいたします。

埼玉県一般廃棄物連合会の西野日出夫理事長をはじめ会員、職員の方々に、平素より浄化槽の法定検査の推進に多大なるご支援、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

去年は、最高気温 35 度以上の「猛暑日」の日数が更新されるといった「酷暑」の夏でした。秋らしい季節を感じる間もなく冬が訪れるなど近年の気候変動を身体で実感することは皆さまも同じではないかと思います。また、ドングリなどの実が凶作であったなどの原因による「クマ」による被害が多発しました。この二つのことは、「自然界からの警鐘」であったり、人が「自然との距離感」を忘れていたり、とすでに私たちの日常に迫った危機に気付くことが遅れた現実と感じます。身近なことで何を変えて行くべきか改めて考えさせられます。当協会の業務において、熱中症対策や獣害回避の対策を取っていますが、貴連合会の皆さまにおかれましても、営む事業を通じてこの現実への対応など、ご苦勞を察しいたします。

さて、県内の浄化槽法第 11 条検査は、令和 6 年度末に、24.8%と 0.8 ポイント上昇しました（令和 5 年度全国平均 49.8%）。検査件数では、年間 11 万 4 千件以上にのぼり全国の 2 位と多くの実績となっています。浄化槽設置基数においては、47 万件を超える状況は変わらず、環境省が公表している令和 5 年度のデータによると、年間約 5 千件の浄化槽が新設されています。公共下水道への接続や台帳整備による廃止もあるものの県内における生活排水対策には浄化槽の役割がとて高い状況は変わりません。設置数のうち、合併処理浄化槽は全体の 53%を占めていますが、このなかには、単独処理浄化槽からの転換が 5 百件ほどであり（令和 5 年度環境省データ）、県内の設置数の規模から見てもより多くの転換が推進することを望みます。引き続き、水環境の保全や公衆衛生の向上に寄与するために様々な働きかけが必要と強く感じます。

法定検査の結果から見た浄化槽の状況を紹介します。

合併処理浄化槽の BOD 測定結果（令和 6 年度実施分・両機関分）では、処理目標水質である 20mg/ℓ 以下を 85.8%（検査員検査：検査機関の検査員による検査）が達成しています。指定採水員制度においても同水準の結果です。関連して、合併処理の検査結果の判定のうち、指定採水員制度では、73%でした。この結果は、指定採水員制度を利用する管理者は、清掃と保守点検がしっかり受けているため、高い率で「適正」という結果に至っていると見られます。一方、検査員検査では適正の率は若干低く、これは水質は維持できているものの悪化する可能性が見られたり、行政による検査受検指導ではじめて受検する浄化槽では管理を十分に委託していなかったり、という理由に起因しています。このことから、管理を十分に行えば、合併処理浄化槽が安定した性能を出せると言えます。

環境省データによると県内の清掃と保守点検の実施率は、清掃が 56.7%（合併処理と単独処理はほぼ同水準）、保守点検の実施率が 58.8%（合併処理 67.3%、単独処理 49.4%）です（全国平均は清掃 64.1%、保守点検 73.9%）。

先ほどの BOD の結果から分かる通り、清掃と保守点検が行われていない浄化槽の水質は性能を発揮できていない可能性があります。実施させる強力な指導が必要であることは言うまでもなく、確実に浄化槽の管理が行われるように、当協会としましては、法定検査を通じて行政と連携した指導や啓発を進め、清掃と保守点検の実施を働きかけてまいります。

また、一般社団法人埼玉県浄化槽協会と「埼玉県浄化槽法定検査推進協議会」を設置し、法定検査の受検率の向上対策など協議しています。さまざまな懸案がありますが、これらを解決する糸口を見つけながら、県に検討をお願いしたり、市町村へ働きかけしたりと維持管理の 100%実施を目指し尽力しております。貴連合会におかれましては、引き続き一層のご指導ご協力をお願いいたします。

令和 8 年は、「丙午（ひのえうま）」の年です。馬のように前進と飛躍を象徴する一年が始まりました。スポーツでは、第 6 回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）や FIFA ワールドカップが北米 3 国で開催されます。近年の日本選手は、海外の選手と同等もしくはそれ以上の活躍ぶりを魅せ、注目するものがあります。「丙午（ひのえうま）」の年を象徴するような、力強く駆け、新たな挑戦に向けた展開が期待されます。当協会も、午年に習って馬のようにしなやかに、そして勢いをつけて歩み続けてまいりたいと思います。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会と会員の皆さまのご健勝と益々のご発展を祈念いたしますとともに、検査機関との協働を引き続きお願いいたしますことを結びに、ご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



厳しい環境下でも 浄化槽維持管理適正化に向けて着実に

埼玉県生活環境保全協同組合

理事長 関 根 学

令和8年の年頭にあたり、埼玉県一般廃棄物連合会の皆様におかれましては輝かしく希望に満ちた春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より当組合の各事業に対し、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、心より厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、社会全体がポストコロナの新たな日常へと歩みを進める一方、資材価格やエネルギーコストの上昇、人手不足の深刻化など、私たちの業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありました。特に、地域の公衆衛生や水環境保全を支える基盤である廃棄物処理および浄化槽維持管理の分野では、現場作業の担い手確保が喫緊の課題となっております。社会のライフラインとして日々現場を支える従事者の高齢化が進む中で、若年層の就業意欲をどう高め、技術と使命感を次世代へ継承していくかが、浄化槽業界全体の将来を左右する重要なテーマではないかと感じております。

また、令和7年度には全国加重平均最低賃金が6%を超える引き上げとなり、賃上げは雇用の安定と地域経済の活性化に資する一方で、事業コストの上昇という形で中小事業者に重い足かせとなっております。このような環境の中でも、浄化槽維持管理業者は「地域の水生活環境を守る砦」としての使命を忘れることなく、効率化・安全化・高度化を念頭においた持続可能な事業運営の確立を進めていかなければなりません。貴連合会会員の皆様におかれましては、厳しい環境下でのエッセンシャルワーカーとしての法令遵守の姿勢は敬服するばかりでございます。

近年、環境省を中心に推進されているカーボンニュートラル施策や、浄化槽の改修、更新に対する二酸化炭素排出抑制事業費等補助金など、我々の業界にも既に変革の波が押し寄せています。生活排水を地域内で適正に処理し、再び自然へ還す浄化槽の仕組みは、集中処理型の下水道に比べエネルギー効率に優れ、災害時の対応力も高いことから、地方分散型の環境インフラとして改めて注目されています。昨年10月に政権交代が為されましたが、今後もその方向で施策が進むものと思われれます。当組合としましては、行政や貴連合会をはじめとする関係各所との連携のもと、個別処理の整備、推進といった今後の可能性に寄与出来ますよう事業に取り組む所存です。

県内では、法定検査受検率の向上と維持管理の一本化を目的とした「浄化槽維持管理一括契約制度」が全県で導入可能となり、先般よりご支援頂いております維持管理一括契約制度の事務代行業「彩の国楽チン浄化槽 LITE」の契約件数も、おかげさまを持ちまして順調に伸びてきております。この場をお借りし改めて日頃のご理解とご協力に感謝申し上げます。今後も維持管理業務の定期性を担保する存在となれますよう邁進して参ります。また、浄化槽台帳の整備や各市町村との連携といった分野にもお役に立つようなシステムの活用方法も検討しております。形になりました折に追って報告させて頂ければと存じますので宜しくお願い致します。

環境課題への社会的関心の高まりとともに、浄化槽業界にも新たな期待が寄せられています。特に、老朽化施設の更新需要や、高齢・少人数世帯への維持管理費補助制度の拡充、さらには生活排水対策を通じた地域の水質改善など、私たちが果たすべき役割は今後ますますの多様化・高度化が予見されます。今後も業界において、浄化槽が恒久的な排水処理施設として認知され、水環境保全や業界整備への取り組みは多くなるものと思われれますが、業者が適正維持管理に向けて取り組む為には、常に行政主導のもとで進める事、また浄化槽機能保全の為に欠かすことのできない清掃と保守点検が常に話し合い、意思疎通のもとで行う事が必要不可欠と存じます。これからも浄化槽を支える民間業者の両翼として、意識の共有を忘れることなく事業に励んで参りたいと考えております。浄化槽大国である埼玉県において、従来からの業界の土壌を耕し、適正維持管理を目指す事は容易ではありませんが、嘆いていても何も始まりません。他県の現状にも目を向けながら、一步一步着実に事業を進め、業界整備、ひいては社業発展に結ぶ形で、貴連合会と共存共栄の関係を継続出来ますことを念頭に置いて参ります。

西野日出夫理事長率いる会員の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援、ご協力を賜れば幸いです。

結びにあたり、貴連合会の更なる発展と会員皆様の益々のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶に代えさせて頂きます。

特集

①9.30通知 環境省環境再生・資源循環局通知

環発通発第 2409302 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。
令和 6 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

これを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和 5 年 11 月 29 日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）として取りまとめたところである。

また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、「「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和 6 年 4 月 19 日付け 20240415 中第 1 号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付け総行第 200 号総務省自治行政局長通知）が発出されており、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されており、労働施策基本方針において、働き方改革によって生まれる生産性向上の成果

- 1 -

を働く人に分配することにより、賃金の上昇と雇用の拡大を通じた成長と分配の好循環を実現し、国民一人一人の生活の向上を目指すこととされている。

については、価格交渉に関する指針、基本方針及び上記通知等を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴県におかれとも必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 3 条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。

市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足る額であること」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難となることに留意が必要である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第 12 項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい。

- 2 -

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 「発注者として採るべき行動／求められる行動」について（価格交渉に関する指針「発注者としての行動③」関係）

発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとする。

また、受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを換算受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

これらを踏まえ、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- ・ 都道府県別の最低賃金の上昇率
- ・ 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和 6 年国土交通省告示第 209 号）

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

(2) ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針第 2「4」関係）

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定

- 3 -

や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。

これらを踏まえ、一般廃棄物処理業務の委託契約に照しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の实勢価格等を踏まえた算算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。

(3) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針第 2「4」の（5）関係）

経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められている。

- ・ 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これらを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

3. 令和 6 年度地方財政計画について

地方財政計画は、総務省において地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 7 条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をするものである。

令和 6 年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に 300 億円が計上（普通交付税の単位費用措置を 3% 程度引上げ）されているところである。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。

- 4 -

②9.30依頼 環境省環境再生・資源循環局廃棄物 適正処理推進課長

環境省第 2409303 号
令和 6 年 9 月 30 日

総務省自治行政局行政課長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について (依頼)

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないという極めて重い責任を有しており、他者に委託して処理を行わせる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) 第 4 条各号に規定する基準 (以下「委託基準」という。) に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければなりません。この場合の委託基準の一つに、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げの実現が困難となります。

このため、一般の物価高騰等を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応をお願いするため、各都道府県知事あてに別添の通知を発出しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部 (局) のみならず、契約担当部 (局) や財政担当部 (局) も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

③9.30通知 総務省自治行政局行政課長 通知

総行第 439 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について (通知)

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当県あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務を含む地方公共団体の公共調達については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について (通知) (令和 6 年 1 月 12 日付け総行第 23 号総務省自治行政局行政課長通知) において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 (令和 5 年 1 月 29 日内閣府、公正取引委員会。以下「指針」という。) を踏まえて対応することを周知しています。また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国の契約の基本方針」 (以下「基本方針」という。) が閣議決定されたことを踏まえて発出した「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」 (令和 6 年 4 月 19 日付け総行第 200 号総務省自治行政局長通知) において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること等、適切に対応されるよう周知したところでです。

貴県においては、別添の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、指針や基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 2 条 4 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

④10.9通知 埼玉県資源循環推進課長通知

資第 279-1 号
令和 6 年 10 月 9 日

各市町村一般廃棄物担当課長
各清掃関係一部事務組合廃棄物担当課長

埼玉県環境部資源循環推進課長 (公印省略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について (通知)

本県の廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和 6 年 9 月 30 日付け環境省第 2409302 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

同通知では、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてまとめられています。

「1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等」では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金は、同条第 12 項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超えて受けることはできず、一般廃棄物処理業者が市町村又は事業者から受け取る料金に對して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境準備が行われる必要があることが明記されています。

「2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について」では、一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、(1) 受注者として採るべき行動/求められる行動、(2) デンビング防止対策、適切な予算価格の作成等に関する事項、(3) 労務費、原材料費、エネルギーコスト当の上昇への対応に関する事項の3点が、特に留意すべき事項として明記されています。

「3. 令和 6 年度地方財政計画について」では、ごみ収集など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、同計画において一般行政経費 (県債) に 30.0 億円を計上 (普通交付税の単位費用措置を 3% 程度引き上げた) した旨、明記されています。

ついで、各市町村・貴組合におかれましては、同通知の趣旨、既述の重要事項を踏まえ、契約担当部 (局) や財政担当部 (局) 等関係部局と必要な連携を図りながら、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、標記の件については、総務省自治行政局からも都道府県あてに通知 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000970875.pdf) が発出されており、県市町村課を通じて各市町村の担当課へ通知されることを申し添えます。

担当：企画調整・一般廃棄物担当 高橋
TEL: 048-830-3106
Mail: a3100-03@pref.saitama.lg.jp

⑤10.9通知 埼玉県資源循環推進課長通知

資第 279-2 号
令和 6 年 10 月 9 日

本庁各課 (所) 長
各地域機関の長
企業局各課所長
下水道局各課長
教育局各課 (所) 長

様

環境部資源循環推進課長

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について (通知)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和 6 年 9 月 30 日付け環境省第 2409302 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

貴各課 (所) におかれましては、一般廃棄物処理の収集及び運搬並びに処分を委託する際も、同通知の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

※ 参考

別添通知内「2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について」において、地方公共団体による一般廃棄物処理業務の委託契約について、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する状況に応じた必要な契約の実施が求められています。

担 当：企画調整・一般廃棄物担当 高橋
電 話：048-830-3106
E-mail: a3100-03@pref.saitama.lg.jp

財政課長
市町村課長
入札課長

様

資第 279-3 号
令和 6 年 10 月 9 日

資源循環推進課長

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について (通知)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和 6 年 9 月 30 日付け環境省第 2409302 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

同通知を受けて、市町村及び清掃関係一部事務組合に対して、契約担当部 (局) や財政担当部 (局) 等関係部局と必要な連携を図り、適切に対応するよう別添のとおり通知しましたのでお知らせいたします。

担 当：企画調整・一般廃棄物担当 高橋
電 話：内線 3106
E-mail: a3100-06@pref.saitama.lg.jp

一般廃棄物収集運搬業務における 価格転嫁に関するアンケート結果

作成日：令和 7 年 10 月 7 日

アンケート概要

- ・ 令和 6 年 9 月 30 日付 環境省・総務省発出の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、実態把握のため実施。
- ・ 地域区分：埼玉県清掃行政研究協議会の 5 ブロック。
- ・ 設問ごとの回答数（n）は設問により異なる場合があります。

概要（全体のポイント）

- ・ 業務コスト増加：「はい」 35/35（100.0%）
- ・ 通知の認知：「はい」 29/34（85.3%）
- ・ 行政からの周知：「あった」 6/35（17.1%）
- ・ 価格改定・条件見直しの要請：「ある」 25/35（71.4%）
- ・ 行政側からの提案・協議申し出：「あった」 7/35（20.0%）
- ・ 契約価格の評価：『やや不足』 21/33（63.6%）、『大きく不足』 11/33（33.3%）
- ・ 交渉機会への参加意向：「はい」 28/36（77.8%）※合計は原票上 36

地域区分

第 1 ブロック：さいたま市・川口市・春日部市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

第 2 ブロック：加須市・鴻巣市・上尾市・桶川市・久喜市・北本市・蓮田市・幸手市・白岡市・伊奈町・宮代町・杉戸町

第 3 ブロック：熊谷市・行田市・本庄市・羽生市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町

第 4 ブロック：川越市・所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町・鳩山町

第 5 ブロック：秩父市・東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村

Q1 近年の人件費・燃料費等の上昇により、業務コストが増加していますか？

全体集計（n=35）

全体

選択肢	件数	割合
はい	35	100.0%
いいえ	0	0.0%
わからない	0	0.0%
合計	35	100%

ブロック別内訳

ブロック	はい	いいえ	わからない
第1ブロック	6	0	0
第2ブロック	5	0	0
第3ブロック	14	0	0
第4ブロック	6	0	0
第5ブロック	4	0	0
合計	35	0	0

Q2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等の通知について、ご存じですか？

全体集計（n=34）

全体

選択肢	件数	割合
はい	29	85.3%
いいえ	5	14.7%
合計	34	100%

ブロック別内訳

ブロック	はい	いいえ
第1ブロック	5	0
第2ブロック	5	1
第3ブロック	11	3
第4ブロック	6	0
第5ブロック	2	1
合計	29	5

Q3 行政（市区町村等）から本通知に関する説明や周知はありましたか？

全体集計（n=35）

全体

選択肢	件数	割合
あった	6	17.1%
なかった	27	77.1%
わからない	2	5.7%
合計	35	100%

ブロック別内訳

ブロック	あった	なかった	わからない
第1ブロック	3	2	0
第2ブロック	1	5	0
第3ブロック	0	12	2
第4ブロック	1	5	0
第5ブロック	1	3	0
合計	6	27	2

Q3-2（Q3で「あった」回答者）どのような形でしたか？（複数回答可）

全体集計（参考）

全体

選択肢	件数	割合
書面通知	2	—
電話・メール	1	—
会議・説明	2	—
その他	0	—
合計	5	—

ブロック別内訳

ブロック	書面通知	電話・メール	会議・説明	その他
第1ブロック	1	1	1	0
第2ブロック	1	0	0	0
第3ブロック	0	0	0	0
第4ブロック	0	0	1	0
第5ブロック	0	0	0	0
合計	2	1	2	0

※Q3で「あった」回答：6社（複数回答のため、上表の合計は回答数の総和）

Q4 行政に対して、価格改定や契約条件の見直しを要請したことはありますか？

全体集計（n=35）

全体

選択肢	件数	割合
ある	25	71.4%
ない	6	17.1%
検討中	4	11.4%
合計	35	100%

ブロック別内訳

ブロック	ある	ない	検討中
第1ブロック	4	1	1
第2ブロック	6	0	0
第3ブロック	6	4	2
第4ブロック	6	0	1
第5ブロック	3	1	0
合計	25	6	4

Q4-2（Q4で「ある」回答者）結果について（複数回答可）

全体集計（参考）

全体

選択肢	件数	割合
価格改定	7	—
部分的	9	—
認められない	5	—
協議中	10	—
その他	0	—
合計	31	—

ブロック別内訳

ブロック	価格改定	部分的	認められない	協議中	その他
第1ブロック	2	1	0	3	0
第2ブロック	3	3	0	1	0
第3ブロック	0	2	4	2	0
第4ブロック	1	2	1	2	0
第5ブロック	1	1	0	2	0
合計	7	9	5	10	0

※Q4で「ある」回答：25社（複数回答のため、上表の合計は回答数の総和）

Q5 行政側から価格見直しの提案や協議の申し出があったことはありますか？

全体集計（n=35）

全体

選択肢	件数	割合
ある	7	20.0%
ない	25	71.4%
わからない	3	8.6%
合計	35	100%

ブロック別内訳

ブロック	ある	ない	わからない
第1ブロック	3	2	0
第2ブロック	3	3	0
第3ブロック	1	11	2
第4ブロック	0	5	1
第5ブロック	0	4	0
合計	7	25	3

Q6 現在の契約価格は、実際の人件費や運行コストに見合っていますか？

全体集計（n=33）

全体

選択肢	件数	割合
見合っている	0	0.0%
やや不足	21	63.6%
大きく不足	11	33.3%
わからない	1	3.0%
合計	33	100%

ブロック別内訳

ブロック	見合っている	やや不足	大きく不足	わからない
第1ブロック	0	5	1	0
第2ブロック	0	2	2	1
第3ブロック	0	9	3	0
第4ブロック	0	3	3	0
第5ブロック	0	2	2	0
合計	0	21	11	1

Q7 今後、行政との価格交渉や契約内容の見直しの機会があれば、参加したいと思いますか？

全体集計（n=36）

全体

選択肢	件数	割合
はい	28	77.8%
いいえ	0	0.0%
未定	8	22.2%
合計	36	100%

ブロック別内訳

ブロック	はい	いいえ	未定
第1ブロック	4	0	2
第2ブロック	4	0	2
第3ブロック	11	0	3
第4ブロック	5	0	1
第5ブロック	4	0	0
合計	28	0	8

※本設問はブロック別合計が原票上 36 となっており、そのまま集計しています。

自由記述

- 処理場の価格（処分費）の無料化。
- 特に学校での相見積もりでの一般廃棄物収集は人件費が低価格なので、最低限価格を設けないと現状過当競争になっている。
- 現在委託業務を行っていない。必要に応じて入札及び許可業務の値上げは適時行っている。業界の動きには賛同する。協力・行動する。
- 戸別で交渉しても、なかなか難しい。
- 委託業務は、ここ数年 価格見直しをして頂いておりますが、それ以上に物価上昇が大きいので努力している。それ以外に人員不足の方が困っている。
- 行政との価格交渉は人件費・燃料費等コストの増加に追いついていないものの、微増ながら価格改定が行われている。引き続き交渉していく。
- 行政との関係性が良好の為、今後も協力関係を維持できるよう努める。
- 問 4 で見直しの要請は、入札の為にない。
- 問 4 で委託業務ではない為に要請したことはない。
- 問 6 で正社員は雇えない。

自由記述の主な論点（整理）

- 処分費（処理場価格）の扱い（無料化の要望）
- 学校等での相見積・低価格化による過当競争、最低価格設定の必要性
- 入札・委託形態の違いにより、見直し要請が難しいケースがある
- 物価上昇に価格見直しが追いつかない／一部は微増改定が継続
- 人手不足（正社員確保が困難）

総 評

本アンケート結果から、埼玉県内の一般廃棄物収集運搬業務において、**ほぼ全ての事業者が人件費・燃料費等の高騰により業務コストが増加している現状**が明らかとなりました。5 ブロックすべてで「はい」の回答が圧倒的多数を占めており、価格転嫁の必要性が県内全地域の課題となっていることが確認できます。

国から通知された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については、概ね認知されているものの、行政からの周知が十分とは言えない地域が複数存在し、第 3 ブロックでは「説明がなかった」が多数となっている。通知方法についても書面・会議等のばらつきがあり、行政側の対応に地域差が見られました。

行政に対する価格改定等の要請状況では、**多くの事業者が要請を行った経験を持つ一方、結果は「部分的に認められた」「協議中」が多く、全面的な価格改定承認は限定的であった。**特に

第3ブロックでは「認められなかった」が一定数存在し、地域によって行政対応に温度差があることがうかがえる。

また、行政側から能動的に価格見直しを提案した事例は全体的に少なく、特に第4・第5ブロックではその傾向が顕著である。現行の契約価格については、「やや不足」「大きく不足」と回答した事業者が全ブロックで多数を占め、現場の実態と価格が乖離している状況が浮き彫りとなった。

一方で、今後の行政との交渉については、**ほぼ全ての事業者が積極的に参加したい意向を示しており、改善に向けた協議の場を求める声は非常に強い。**総じて、価格転嫁の必要性は県内全地域の共通課題でありながら、行政との認識共有や具体的な対応の進捗には地域差が存在する。**今後は、行政と事業者双方が実態を共有し、継続的・計画的に価格見直しを進めることが不可欠である。**また、指針に基づく周知徹底や協議の場の整備が求められます。

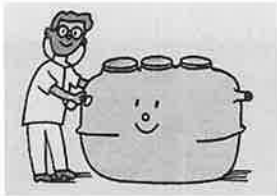
最後に、令和6年9月30日付け環境省通知（いわゆる「9.30通知」）を受け、埼玉県が県内市町村・一部事務組合を対象に実施した対応状況調査（調査期間：令和7年3月24日～3月31日）の資料をご紹介します。調査対象は県内63市町村・22一部事務組合（うち一般廃棄物収集運搬を委託している団体：59）です。

本資料では、全体として「発注方式の見直し」や「公表資料に基づく説明・交渉」など、入口部分の対応が動き始めている一方で、処理手数料の見直しや委託料の引上げ（価格転嫁）が遅れている現状と、その背景（財政上の制約、国の具体基準待ち、近隣自治体の動向見など）が整理されています。行政側の視点から9.30通知を受け止めた内容として、非常に有意義な資料です。

※資料は埼玉県ホームページに掲載

トップページ → くらし・環境 → ごみ・リサイクル → 一般廃棄物 → 一般廃棄物処理業務における価格転嫁について（掲載資料）

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会



事務局

さいたま市浦和区高砂 4-2-4
鈴木商事第2ビル2階
TEL 048-864-1033
FAX 048-864-1019

総務部・法定検査部

深谷市田谷11
TEL 048-501-5707
FAX 048-501-5709

法定検査部支所

杉戸町清地 5-4-10
TEL 0480-33-3535
FAX 0480-33-2626

浄化槽法第57条第1項 埼玉県知事指定検査機関



一般社団法人埼玉県環境検査研究協会



FOR ECO

環境のために FOR ENVIRONMENT
顧客のために FOR CUSTOMER
そして、組織のために FOR ORGANIZATION

土呂支所 浄化槽法定検査センター
TEL 048-778-8700
さいたま市北区土呂町 1-50-4

西部支所

TEL 042-284-2911
坂戸市八幡 1-11-34



検査担当地域

※指定採水員制度や維持管理一括契約制度の導入検討など、お気軽にお問い合わせください。

TSURUMI PUMP

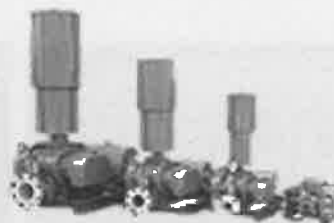
For The Earth, For All The People

鶴見製作所

弊社在庫品



汚物用 水中ハイスピンポンプ
PU型 バンクスシリーズ



曝気用 ルーツプロ
RS型



水中ノンクロック型
BN型 スマッシュポンプ



サンド用 水中泥水ポンプ
HSD・HSDE型



高圧洗浄用 ジェットポンプ
HP J-H型 温水タイプ

多種多様な営業品目を自信をもって提案し
お客様のニーズにお応えいたします！

〈取扱商品〉

環境設備・建設機械・特装車・排水管洗浄用品・安全保安用品・他

- ・水処理施設(浄化槽機器・水中ポンプ・ブロウ・水処理剤等) 販売
- ・産業機器(ギャポンプ・定量ポンプ・脱水機・圧縮機等) 販売
- ・建設機械(バックホー・ショベルローダー・発電機等) 販売
- ・特装車(衛生車・吸引車・洗浄車・塵芥車等) 販売、修理
- ・特装車中古販売
- ・排水管洗浄用品(高圧洗浄機・ビルメン洗浄車・取付カメラ・洗浄剤等)
- ・安全機器(ガス検知器・安全帯・ファン・特殊手袋等) 販売

お問い合わせ

TEL : 048-935-3030 Mail : info@yuasakenki.co.jp

HP : <https://www.yuasakenki.co.jp>



湯浅建機株式会社

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷3丁目4番28号
YuasaGroup : 仙台・長野・大阪・福岡

行 事 報 告

●コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ（第2回）

令和7年2月1日（土）

コンパクト型浄化槽の設置が増加しており、技術力が必要とされることから、埼玉県県民活動総合センターで10年ぶりに開催いたしました。会員企業から71名が受講しました。



●人手不足解消と働き方改革研修会

令和7年2月20日（木）

業界で人手不足が重要な問題となっていることから、市民会館おおみやにて㈱ライフデザインラボ代表取締役 村山寛樹氏を講師にお迎えして開催いたしました。23名が参加いたしました。



●埼玉県交通安全対策協議会 感謝状贈呈式

令和7年3月28日（金）

埼玉県交通安全対策協議会より感謝状贈呈式が埼玉県生活部会議室で行われました。

令和6年度忘年会にてご協力いただきました募金を、1月8日に交通遺児募金として同協議会に寄付いたしました。交通遺児援護事業に積極的に協力したとのことで、埼玉県県民生活部 防犯・交通課 佐藤和則課長より感謝状をいただきました。



●第49回埼玉県一般廃棄物連合会 通常総会

令和7年5月27日（火）

第49回通常総会は、さいたま市高砂の浦和ワシントンホテルにて開催しました。議案審議では、令和6年度の事業報告・収支決算報告、並びに令和7年度の事業計画案・収支予算案が承認可決されました。



埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰式では、埼玉県環境部 堀口幸生部長より受賞者に表彰状と記念品が授与されました。中根利正氏が受賞者を代表して謝辞を述べました。

また、交通事故防止コンクール表彰式では、埼玉県警察本部交通部交通総務課 久保田豊課長が賞状を、西野日出夫理事長が記念品を授与しました。

●令和7年度青年部通常総会

令和7年5月27日（火）

令和7年度青年部通常総会は、さいたま市高砂の浦和ワシントンホテルにて開催されました。議案審議では、令和6年度の事業報告・収支決算報告、並びに令和7年度の事業計画案・収支予算案が承認可決されました。



●一般社団法人 日本環境保全協会 定時総会

令和 7 年 6 月 9 日 (月)

一般社団法人日本環境保全協会定時総会は、東京都千代田区メトロポリタンエドモントにて開催されました。令和 6 年度事業報告・決算、令和 7 年度事業計画・予算案が承認可決され、総会は終了しました。

総会后、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 松崎裕司課長による「最近の廃棄物・資源循環行政の動向について」の特別講演と、環境保全連盟総会が開かれました。連合会からは 14 名が参加しました。



●日本環境保全協会関東地区協議会 通常総会

令和 7 年 7 月 1 日 (水)・2 日 (木)

日本環境保全協会関東地区協議会通常総会が千葉県木更津市 ホテル三日月で開催されました。伊藤公一理事長の進行で、令和 6 年度決算報告・会務報告、令和 7 年度会務計画案・収支予算案が可決されました。

特別講演は、日本環境保全政治連盟 会長 山東昭子参議院議員が行いました。連合会からは 12 名が参加しました。



●女性部北海道研修会

令和 7 年 7 月 11 日 (金)～13 日 (日)

女性部では、北海道千歳市にある(株)HM エスパス (代表 西野則幸氏)の生ごみ処理施設にて研修を行いました。HDM システム (好気性微生物を利用して処理) による生ごみ処理、また獣害対策で駆除したシカの死体を発酵分解処理し、日量約 15t を処理しているとのことでした。

女性部 8 名が参加し、有意義な研修会となりました。



●令和 7 年度災害廃棄物処理研修会

令和 7 年 8 月 21 日 (木)・22 日 (金)

埼玉県主催の災害廃棄物処理に係る研修会が、8 月 21 日はさいたま市の共済会館、22 日は熊谷市のさくらめいとで開催されました。

埼玉県環境部資源循環推進課による「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定運用マニュアル」についての説明、「令和 6 年能登半島地震を振り返って」の発表がありました。また、環境省関東地方環境事務所資源循環課による「災害廃棄物処理の初動対応について」の事例発表がありました。

午後は「仮置場の選定・開設について」のワークショップが開かれ、有意義な意見交換がなされました。

連合会より、さいたま市会場 7 名・熊谷市会場 7 名が参加しました。



●令和 7 年度 全浄連関東地区協議会 生活排水対策特別研修会

令和 7 年 9 月 11 日 (木)

千葉県成田市にて開催されました。環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 沼田正樹室長より「浄化槽行政の現状と課題」についての講演がありました。

続いて、千葉県浄化槽協会 笹山実専務理事および全国浄化槽推進市町村協議会 久川和彦事務局長より「各都県における浄化槽事業の課題等」について、さらに (公財) 日本環境整備教育センター 由田秀人理事長の代理として久川事務局長より「関東ブロックにおける生活排水対策計画の見直し」について講演・情報提供がありました。

●第39回全国浄化槽大会

令和7年10月1日（水）

第39回全国浄化槽大会が東京都新宿区グランドヒル市ヶ谷で開催されました。「浄化槽の日」は全国関係団体からなる実行委員会が主催し、環境省・国土交通省の後援もあり、多くの関係団体と行政関係者が参加しました。

記念講演では、NPO 法人トイレ問題研究所 加藤篤代表による「災害時のトイレ問題対策―能登半島地震の教訓を備えにいかす―」が行われました。連合会から5名が参加しました。



●令和7年度女性部通常総会

令和7年10月7日（火）

令和7年度女性部通常総会が事務局で開催されました。議案審議では、令和6年度の事業報告・収支決算報告、令和7年度の事業計画案・収支予算案が承認可決されました。終了後、秋のプラごみウィーク活動を行いました。

●第39回全国浄化槽技術研究集会

令和7年10月15日（水）・16日（木）

第39回全国浄化槽技術研究集会が茨城県水戸市「水戸市民会館」で開催されました。来賓に国・行政・関係団体が出席し、落語家 笑福亭茶光氏による「浄化槽落語」の特別講演が行われました。

2日目には浄化槽行政担当者研究会・浄化槽検査員研究会が開催されました。連合会から8名が参加しました。



●第69回生活と環境全国大会

令和7年10月16日（木）

生活と環境全国大会が宮城県仙台市「フォレット仙台」で開催されました。特別講演では、環境省参与 松澤裕氏による「地域におけるレジリエンスの強化と脱炭素化の実現に向けて」が行われました。

当会より5名が参加し、また当会の小島進理事が環境大臣表彰を受賞されました。



●日本環境保全協会 関東地区協議会 令和7年度秋季研修会

令和7年10月30日（木）・31日（金）

日本環境保全協会関東地区協議会秋季研修会が千葉県成田市 日航成田ホテルで開催されました。

関東地区協議会 伊藤公一会長（一般社団法人千葉県環境保全センター理事長）の挨拶に続き、成田国際空港会社（株）取締役 江邨孝夫氏による「成田空港と地域の一体的発展について」の講演がありました。その後、各県連の報告が行われました。

連合会から9名が参加しました。



●一般社団法人日本環境保全協会 令和7年度一般廃棄物適正処理推進大会（奈良）

令和7年11月13日（木）・14日（金）

奈良市「ホテル日航奈良」にて令和7年度一般廃棄物適正処理推進大会が開催されました。

特別講演として環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 杉本留三氏による「廃棄物処理・リサイクル行政の動向～適正処理の環境整備と循環経済移行に向けた最新の取組について～」がありました。

また（一社）日本環境保全協会会長表彰式が行われ、長谷川常任理事・安川常任理事・大山理事が授与されました。

連合会から13名が参加しました。



●令和7年度忘年会

令和7年12月12日（金）

ホテルブリランテ武蔵野にて忘年会を開催しました。お笑いタレント「ふうらいぼう」の進行により、青年部とビンゴゲームを楽しく和やかに行之い終了しました。



●令和7年度埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議（研修）

令和7年12月19日（水）

オンラインにて開催されました。NPO 法人いしだたみ・認知症行方不明者家族等の支え合いの会 代表理事 江藤愛子氏による「認知症行方不明者家族の思いと私たちの取り組み」の講演に続き、宮代町の取組、埼玉県警察本部生活安全部人身安全対策課の取組についての発表がありました。

さらに「高齢者等の消費者被害防止に向けて」「高齢者虐待防止について」の講話が行われました。



**トラックドライバー
安全教育 & 情報伝達アプリ**

国土交通省認定 社内教育コンサルティングメニュー認定企業 監修

**「安全教育のための時間」がつかれない——
そんな現場ほど、トラクエが効く。**

法定12項目を5分動画＋テストで受講。進捗を一括管理。（社内教育にも対応）
教育担当者の負担を減らし、監査・巡回指導にも安心のシステム。

○お問合せはサポートデスクもしくは公式HPからお願いします。

サポートデスク／TEL：03-6256-0399

受付時間／月～金曜日（土・日・祝祭日を除く）9:30～17:00



清掃活動報告

●埼玉県秋のプラごみゼロウィーク（10月1日～10月31日）

女性部は、令和 7 年度女性部総会終了後に北浦和駅方面と国道 463 号に分かれて清掃活動を行いました。
一廃連の清掃活動は、当日とても寒く雨が降る中での実施となりましたが、大勢の皆様と埼玉県資源循環推進課 赤松副課長にご参加いただき実施することができました。

ご参加いただきました皆様には、紙面をお借りしてお礼申し上げます。

◎10月7日（火）11時40分～12時

参 加：9 名

場 所：一廃連事務局～北浦和駅（往復）、国道 463 号

ごみ量：プラごみ 2/3 袋、可燃ごみ 1 袋、不燃ごみ 1/2 袋



埼玉県一般廃棄物連合会女性部「令和 7 年秋のプラごみゼロウィーク」活動

日 時	令和 7 年 1 0 月 7 日（火）11 時 4 0 分～12 時	軍手・ゴミ袋・トンゲ ※連合会にて用意します。
場 所	一廃連事務局 → 北浦和駅（往復）・国道 463 号	
参加者氏名	小林・小野・大山・石川・高原・安川薫・大澤事務局 2 名	

◎10月22日（水）13時30分～14時00分

参 加：21 名

場 所：県庁～浦和駅（往復）

ごみ量：プラごみ 少々、可燃ごみ 2 袋、不燃ごみ 1 袋半



埼玉県一般廃棄物連合会「令和 7 年秋のプラごみゼロウィーク」活動

日 時	令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）13 時 3 0 分～15 時 3 0 分	ジャンパー・帽子・腕章 軍手・ゴミ袋・トンゲ ※連合会にて用意します。 配布物：ポケットティッシュ ごみ処理依頼先：(株)セイウン
場 所	埼玉県庁 → 浦和駅（往復）	
集 合	13 時 1 5 分 埼玉県庁 第三庁舎前	
参加者氏名	西野日・神原・長谷川・大山・荒井・八重樫・安川・石井・中根・岩井・遠藤・大澤・小野・若林 埼玉県資源循環推進課 赤松副課長 (有)伊藤商事：若林憲嗣 (株)セイウン：庄司元 加藤商事(株)：篠・新藤 事務局 2 名 計 21 名	

市町村表敬訪問活動

令和6年度の市町村訪問活動は3月26日に実施し、また令和7年度の市町村訪問活動は8月28日に実施しました。

訪問先の行政に対し、労務費の適切な転嫁による適正な委託料金の策定（930通知・108通知）、災害時における一般廃棄物処理業者の活用、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」の適用推進について、お願いをいたしました。

毛呂山町、鳩山町並びにときがわ町には、お忙しい中ご対応いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

毛呂山町



日 時：3月26日（水）午前11時

場 所：毛呂山町役場（毛呂山町中央2－1）

参加者：11名

理事：西野・加藤・後藤・八重樫・長谷川・大山・
中根・遠藤

地元業者：安川・小野・安川（㈸安川商事）

毛呂山町は、9月1日現在、人口31,747人・世帯数16,409世帯。歴史ある町であり、全国で初めて産地化した桂木ゆずで知られ、医療と福祉の町としても有名です。

当日は公務ご多忙の中、毛呂山町長 井上健次様、生活環境課長 小峰浩様、副課長 齊藤高市様、環境係長 小室良浩様にご同席いただきました。

井上町長からは、「人が生きている限りごみは出る。ごみを堆肥化や資源化していくことが今後の課題であり、資源として循環する社会をつくっていききたい。業者の皆さんの力をお借りしたい」とのお話をいただきました。

930通知・109通知、また災害時における一般廃棄物処理業者の活用については、小峰課長より「組合の構成で一般廃棄物処理をしている。一般廃棄物の処理は住民サービスとして行政上重要なもの。町内業者と調整を取りながら前向きに進めていきたい」とのご発言がありました。

また、「外国人住民が増加しており、廃棄物関連資料などにも各国の言語を取り入れ、行政から新しい町民の方々に適切に情報を届ける方法を考えていきたい」との意見もいただきました。

鳩山町



日 時：3 月 26 日（水）午後 1 時 30 分

場 所：鳩山町役場（鳩山町大字大豆戸 184 - 16）

参加者：11 名

理事：西野・加藤・八重樫・長谷川・大山・中根・
遠藤

地元業者：安川・小野・

安川（有）安川商事）・

笹沼（有）笹沼商事）

鳩山町は、9 月 1 日現在、人口 12,610 人・世帯数 6,076 世帯。埼玉県内で「町の幸福度」4 年連続 1 位を誇る、最も幸せな町です。また、気象観測所（アメダス）がある町としても知られています。

当日は公務ご多忙の中、鳩山町長 小川知也様、地域創生環境課長 大嶋和仁様、課長補佐 中島孝様にご同席いただきました。

小川町長からは、し尿・ごみ収集や町型浄化槽事業等の推進に対する感謝と、令和 4 年度の大雨災害時における災害廃棄物処理への御礼をいただきました。

930 通知・109 通知については、「行政も物価高や人件費上昇など厳しい状況にあるが、日頃からお互いに寄り添い、忌憚ない意見交換を行いながら、連携・協議を重ねて最善の形で決定していきたい」とのお話をいただきました。

また地元業者から、「繁忙期にクリーンセンターのお昼 12 時～13 時の時間を受け入れていただきたい。センター職員の皆様にも会議に参加していただきたい。」との要望があり、行政からは「伝達いたします」との回答をいただきました。

連合会からは、「一部事務組合として、組合とも協議し情報共有を図り、住民のために行政・業者が協力できるようお願いしたい」と申し入れました。

ときがわ町



日 時：8 月 28 日（木）午後 1 時

場 所：ときがわ町役場（ときがわ町大字玉川 2490）

参加者：11 名

理事：西野・加藤・神原・後藤・八重樫・安川・大山・
中根・武藤・荒井・遠藤・小野

地元業者：原・馬場・小田（株）滑川環境保全）・

新埼玉環境センター・（有）ウェスト

ときがわ町は、9月1日現在、人口10,152人・世帯数4,756世帯。2026年2月に町制20周年を迎える「人と自然の優しさにふれるまち」で、山と川に囲まれた自然豊かな町です。

当日は公務ご多忙の中、ときがわ町長 渡邊一美様、農林環境課長 和田真幸様、同課 柿山様にご同席いただきました。

渡邊町長からは、「3町1村で環境に配慮した行政を進めている。生ごみは家庭用処理容器『キューロ』を活用して家庭処理を推進し、紙類など資源化できるものは資源にする。小川地区衛生組合では2～3年後にプラスチック類の再利用を進める予定」との説明をいただきました。

930通知・109通知については、「適正な価格交渉については、予定を立て設計に反映させている。一般廃棄物収集運搬業務等は地域事情を考慮の上で一般競争入札を実施しており、透明性を担保する形で継続したい」とのご発言がありました。

また、「随意契約も契約の一つの方法であり、関係文書等を十分に検討の上、課内で協議し町長と相談しながら町の方針を定めたい」とのお話もありました。

地元業者からは、「物価指数や企業物価指数、消費者物価指数の上昇によりコストが上がっている中で、作業単価を下げるのは実情として難しい。公益事業会計となったとはいえ、原価上昇時には適切な価格反映が必要。庁舎内の共通認識として再構築いただけると助かる」との意見が出されました。

行政からは、「浄化槽業務は水道課が発注・遂行している。水道課や関係課とも連携し、各課で協議した内容をまとめて町長に説明できる体制を整え、環境行政をはじめ全ての行政運営を推進していきたい」との回答をいただきました。

環境保全に貢献する
浄化槽用殺菌・消毒剤

ポンシロール®



優れた殺菌力と、
安定した消毒効果



塩素臭を従来品の**50%に低減!!**



小型合併浄化槽用シーディング剤
バイオシーダー

- 好気性と嫌気性の微生物群が、排水中の有機物を速やかに分解して優占種となり、短期間で浄化槽の生物処理機能を発揮させます。
- 処理機能の悪化した浄化槽の機能回復にも有効です。
- 高分子凝集成分を含みませんので、膜分離タイプの浄化槽にもご使用いただけます。
- 消臭成分による速効効果と微生物による持続効果で強力な脱臭効果を発揮します。
- 水溶性パック入りですので、そのまま投入して下さい。

総発売：
三陽ケミカル株式会社
製造元：
四国化成工業株式会社

本 社：東京都品川区西五反田1-21-7
北関東営業所：群馬県館林市近藤691-3
TEL：0276-72-5849
FAX：0276-72-9530

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰(優良従事者) 並びに永年勤続候補者推薦のお知らせ

埼玉県一般廃棄物関係環境衛生功労者並びに優良従事者表彰は、令和7年5月27日浦和ワシントンホテルで開催の第49回通常総会において表彰式を行いました。

当日は、埼玉県環境部 堀口幸生部長が受賞者に賞状と連合会からの記念品を添えて授与し、部長表彰を受けた中根利正理事(有)橋場商事 専務)が受賞者を代表し謝辞を述べた。続いて交通事故防止コンクールの表彰式も行われ、事故防止達成25チームが埼玉県警察本部交通部交通総務課長 久保田豊様よりいただきました。

受賞されました皆様には、今後も更にご活躍いただきますと共に心よりお祝い申し上げます。連合会では、永く環境衛生の向上に貢献されております皆様全員の表彰を目標に、また、各社における永年勤続者の表彰推薦も推進してまいります。

永年勤続者表彰につきましては、本号に掲載しております選定基準をご参照のうえご推薦いただきますようお願い申し上げます。

令和7年度 受賞者

環境省

大臣表彰

(令和7年10月16日)



小島 進 様
(有)妻沼環境センター

環境省

大臣表彰

(令和7年10月1日)



小田 正 様
新埼玉環境センター(株)

埼玉県

埼玉県知事表彰

(令和7年5月27日)



後藤 素彦 様
(有)後藤衛生コンサルタント

埼玉県

環境部長表彰

(令和7年5月27日)



中根 利正 様
(有)橋場商事



武藤 康弘 様
(有)川口衛生

埼玉県

環境部長表彰・優良従事者

(令和7年5月16日)



高橋 和幸 様
(有)遠藤商事



浅見 順一 様
(有)安川商事

一般社団法人日本環境保全協会

会長表彰

(令和7年11月13日)



長谷川 智成 様
井上衛生舎



安川 真由美 様
(有)安川商事



大山 裕 様
(有)正和清掃社

埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準

「埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領」（以下、「表彰要領」という。）に基づき、一般廃棄物関係表彰対象者を選定する場合は、原則として次の基準によるものとする。

第一 知事表彰

（環境衛生功労者）

- 一 環境部長表彰（表彰要領に基づくものに限る。）後五年以上経過し、その間の功績が顕著であるもの。
- 二 十五年以上、一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業の実績を有し、他の模範であるもの。
- 三 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する技術向上等を目的とした団体の役員歴が通算で十年以上であること。
- 四 年齢が五十歳以上であること。

第二 環境部長表彰

（環境衛生功労者）

- 一 十年以上、一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業の実績を有し、他の模範であるもの。
- 二 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する技術向上等を目的とした団体の役員歴が通算で五年以上であること。

- 三 年齢が四十歳以上であること。

（優良従事者）

- 一 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する従事期間が十五年以上であること。
- 二 年齢が四十五歳以上であること。

第三 知事表彰及び環境部長表彰の特例

一般廃棄物対策を推進するに当たり、その功績が特に顕著であると認められる者にあつては、上記の基準にかかわらず表彰対象とすることができる。

第四 除外規定

- 一 叙勲、褒章、環境大臣表彰（旧厚生大臣表彰を含む）及び埼玉県知事表彰（他の分野における表彰を含む）の何れかを受けたことがある者は、表彰要領及びこの選定規定（以下、「表彰要領等」という。）に基づく表彰を受けることができない。
- 二 環境部長表彰（一般廃棄物関係に限る。）を受けたことがある者は、表彰要領等に基づく環境部長表彰を受けることができない。

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領

（目的）

第一条 この要領は、廃棄物の処理、若しくは浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の業務に従事し、その適正な実施に当たり、不断の努力を重ねて著しい成果を収め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に功績を挙げた功労者等を表彰し、もって廃棄物処理等に関する意識の高揚に資することを目的とする。

（表彰の種類及び区分）

第二条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (一) 一般廃棄物関係環境衛生功労者
- (二) 一般廃棄物関係優良従事者
- (三) 産業廃棄物関係環境衛生功労者
- (四) 産業廃棄物関係優良従事者
- (五) 浄化槽関係環境衛生功労者
- (六) 浄化槽関係優良従事者

二 表彰の区分は、埼玉県知事表彰及び埼玉県環境部長表彰とする。

（表彰基準）

第三条 表彰の選考は、次の各号に合致する者とする。

- (一) 一般廃棄物関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。
 - イ 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に関し、積極的に従事者の技術向上に努めるなど、他の模範となるもの
 - ロ 一般廃棄物の収集運搬又は処理の技術向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の技術力向上に寄与したものと
 - ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (二) 一般廃棄物関係優良従事者については、次に該当する者であること。
 - イ 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に従事する者で、その功績が特に顕著であるもの
 - ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (三) 産業廃棄物関係環境精製功労者については、次の各号に該当する者であること。
 - イ 産業廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に関し、積極的に従事者の技術向上に努めるなど、他の模範となるもの
 - ロ 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等について調査研究、普及研修指導等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の技術力向上に寄与したものと
 - ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (四) 産業廃棄物関係優良従事者については、次に該当する者であること。
 - イ 産業廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に従事する者で、その功績が特に顕著であるもの
 - ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (五) 浄化槽関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。
 - イ 浄化槽の普及又は維持管理の啓発等に努めるなど、他の模範となるもの

ロ 浄化槽の適正な設置、適正な維持管理の推進又は水処理技術の向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の資力力向上に寄与したものと

ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと

(六) 浄化槽関係優良従事者については、次に該当する者であること。
イ 浄化槽に関する事業に従事する者で、その功績が特に顕著であるもの

ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと

二 表彰した後に、前項の各号に合致する者でないことが明らかになったときは、表彰を取り消し、表彰の返還を求めるものとする。

（選定方法）

第四条 一般廃棄物関係環境衛生功労者又は一般廃棄物関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式一又は二により、埼玉県一般廃棄物連合会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

二 産業廃棄物関係環境衛生功労者又は産業廃棄物関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式三又は四により、埼玉県産業廃棄物協会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

三 浄化槽関係環境衛生功労者又は浄化槽関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式五又は六により、社団法人埼玉県浄化槽協会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

（被表彰者予定数）

第五条 被表彰者予定数は、原則として毎年次のとおりとする。

- (一) 知事表彰
 - 一般廃棄物関係環境衛生功労者 二名以内
 - 産業廃棄物関係環境衛生功労者 二名以内
 - 浄化槽関係環境衛生功労者 二名以内
- (二) 部長表彰
 - 一般廃棄物関係環境衛生功労者 三名以内
 - 産業廃棄物関係環境衛生功労者 三名以内
 - 浄化槽関係環境衛生功労者 三名以内
 - 一般廃棄物関係優良従事者 二名以内
 - 産業廃棄物関係優良従事者 二名以内
 - 浄化槽関係優良従事者 二名以内

（その他）

第六条 この表彰要領に定めのない表彰選考基準については、別に「埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準」、「埼玉県産業廃棄物関係表彰選定基準」及び「埼玉県浄化槽関係表彰選定基準」で定めるものとする。

附 則

この要領は、平成二十一年一月七日から実施する。

附 則

この要領は、平成二十三年十月二十五日から実施する。

交通事故防止コンクール

第10回交通事故防止コンクール 参加チーム表彰



埼玉県警察本部交通部長表彰

整理番号	事業所名	チーム名
1	加藤商事(株) 川越	Rei6 川越加藤
2	(有)関東興業	有限会社関東興業
3	(株)サンワ環境開発	サンワ A
4	(有)西野商事	西野商事
5	新埼玉環境センター(株)	A
6	(有)橋場商事	(有)橋場商事 A
7	(有)橋場商事	(有)橋場商事 B
8	(有)正和清掃社	A チーム
9	(有)正和清掃社	B チーム
10	加藤商事(株) 所沢	曙 (あけぼの)
11	加藤商事(株) 所沢	煌 (きらめき)
12	加藤商事(株) 所沢	粋 (いき)
13	加藤商事(株) 所沢	魁 (さきがけ)
14	加藤商事(株) 所沢	武 (もののふ)
15	加藤商事(株) 所沢	翼 (つばさ)
16	(有)後藤衛生コンサルタント	ゴーイチマル

埼玉県警察本部交通部交通総務課長表彰

整理番号	事業所名	チーム名
1	熊谷環境衛生(株)	熊谷環境衛生
2	(株)サンワ環境開発	サンワ C
3	新埼玉環境センター(株)	B
4	新埼玉環境センター(株)	C
5	新埼玉環境センター(株)	E
6	(株)滑川環境保全	A
7	(株)滑川環境保全	B
8	(株)滑川環境保全	C
9	(株)滑川環境保全	D

10事業所 21チーム

第 11 回交通事故防止コンクール参加チーム一覧

通番	事業所数	チーム	事業所名	チーム名	参加人数	備 考
1	1	1	(株)サンワ環境開発	サンワ A	10	
2		2	(株)サンワ環境開発	サンワ B	10	
3		3	(株)サンワ環境開発	サンワ C	8	
4	2	1	新埼玉環境センター(株)	A	10	
5		2	新埼玉環境センター(株)	B	10	
6		3	新埼玉環境センター(株)	C	10	
7		4	新埼玉環境センター(株)	D	10	
8		5	新埼玉環境センター(株)	E	9	
9	3	1	(有)西野商事	西野商事	13	
10	4	1	(株)神原興産	BANKARA I	10	
11		2	(株)神原興産	BANKARA II	10	
12	5	1	熊谷環境衛生(株)	熊谷環境衛生	10	
13	6	1	(有)関東興業	(有)関東興業	14	
14	7	1	加藤商事(株) 所沢	曙 (あけぼの)	10	
15		2	加藤商事(株) 所沢	煌 (きらめき)	10	
16		3	加藤商事(株) 所沢	匠 (たくみ)	10	
17		4	加藤商事(株) 所沢	粋 (いき)	10	
18		5	加藤商事(株) 所沢	魁 (さきがけ)	10	
19		6	加藤商事(株) 所沢	暁 (あかつき)	10	
20		7	加藤商事(株) 所沢	武 (もののふ)	10	
21		8	加藤商事(株) 所沢	翼 (つばさ)	10	
22		9	加藤商事(株) 所沢	隼 (はやぶさ)	10	
23	8	1	(有)後藤衛生コンサルタント営業本部	ゴーイチマル	10	
24	9	1	(株)熊谷清掃社	A	10	
25		2	(株)熊谷清掃社	B	10	
26	10	1	(有)正和清掃社	A	10	トラック協会券 6 枚
27		2	(有)正和清掃社	B	9	
28	11	1	(株)滑川環境保全	1 班	7	
29		2	(株)滑川環境保全	2 班	8	
30		3	(株)滑川環境保全	3 班	7	
31		4	(株)滑川環境保全	4 班	7	
32	12	1	(株)三共商事	サンキョウ	10	
33	13	1	加藤商事(株) 川越	SD1 Ktsc 川越	10	トラック協会券 20 枚
34		2	加藤商事(株) 川越	SD2 Ktsc 川越	10	
合 計		13 事業所 34 チーム 332 名				

令和8年度交通事故防止コンクール(第12回)実施要領

埼玉県一般廃棄物連合会

項 目		実 施 内 容
趣 旨		安全運転管理者選任事業所の就業者(家族を含む)に対する交通安全意識の高揚と定着を図るため、業務中ではもとより、私用中を含めた自動車等の運転に係る交通事故及び交通違反の絶無を期し、実施するものである。
名 称		令和8年度交通事故防止コンクール(第12回)
期 間		令和8年9月1日(火)から令和9年2月28日(日)までの6か月間
実施団体		1 主催 埼玉県一般廃棄物連合会 2 後援 埼玉県警察本部
実 施 方 法	資格	連合会会員で(家族を含む)で、運転免許を取得している者とする。
	参 加 方 法	1 参加単位は、同一事業所に勤務する従業員10人以上をもって1チームとし、1事業所で複数チームの参加も可能とする。 2 同一事業所に勤務する従業員が10人未満の場合は次による。 (1) 参加資格を有する事業所従業員が10人未満5人以上の場合 ア 全員参加を原則とする。 イ 全員参加が不可能の場合は、最低5人以上とする。 (2) 参加資格を有する事業所従業員が5人未満の場合 全員参加を原則とするが、保有車両台数、従業員数等を勘案し、連合会で協議する。
	参 加 法 申 込	1 参加事業所の手続 参加を希望する事業所は、「交通事故防止コンクール参加申込書」及び「運転記録(3年)証明書」の交付手数料(1人当たり670円)を添えて申し込むこと。 なお、運転記録申請書に免許証番号等を記載時に、期限切れ防止を図るため、有効期限等を必ず確認する等の指導をすること。 例) 10人 1チーム (6,700円) 2 連合会の手続 (1) 連合会は、参加事業所から提出を受けた「運転記録申請書(原本)」に交付手数料を添えて(銀行振込み又は現金郵送)、安全運転センターへ運転記録証明書の交付申請を行うこと。 (2) 参加締め切り 令和8年7月31日(連合会事務局 必着)
	記録証明書の取扱	交通事故防止コンクール終了後、安全運転センターから連合会事務局あてに交通事故防止コンクール結果表(以下「結果表」という。)が送付されるので、表彰上申の際の基礎資料とする。 個々の運転記録証明書については、個別封筒により参加事業所に一括送付されるので、参加者に確実に配付されるようにするとともに、同運転記録証明書は、個人情報に係るものであることから、その取扱いには十分配慮すること。
実 施 方 法	表 彰 の 種 類	1 表彰の種類 表彰は次の2種類とする。 (1) 交通部長及び連合会理事長との連名による表彰 (2) 交通企画課長及び連合会理事長との連名による表彰 2 表彰の基準 表彰は、事業所又はチームを対象とする。 (1) 1事業所1チーム参加の場合は、事業所表彰とする。 例 株式会社〇〇、△△有限会社、〇△株式会社××工場等 (2) 1事業所で複数チームが参加している場合は、事業所名を冠したチーム名で表彰する。 例 株式会社〇〇××課チーム、△△有限会社Aチーム、〇△株式会社××支店△〇チーム (3) 表彰種別 ア 交通部長及び連合会理事長連名表彰 1チーム10人以上の参加で、期間中全員が無事故(物件事故を含む。)・無違反であり、かつ、免許の失効、取消し及び停止処分がない場合。 イ 交通企画課長及び連合会理事長連名表彰 1チーム10人未満の参加で、期間中全員が無事故(物件事故を含む。)・無違反であり、かつ、免許の失効、取消し及び停止処分がない場合。 (4) コンクール期間中ではもとより、受賞日までの間に、参加事業所の従業員による社会的反響の大きな悪質重大な事故等があった場合は、表彰対象から除外する。 (5) 個人に対する表彰 前記(3)の表彰を受賞した事業所又はチームに加入した個人には、「ベストドライバークード」(ゴールド又はシルバー)を交付する
	等	3 表彰上申 連合会は、前記表彰の該当チームについて、埼玉県警察本部あてに上申すること。

令和 7 年度浄化槽法定検査受検状況

(令和 7 年 11 月現在)

資料提供：一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

1. 7 条検査

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
環境検査 研究協会	H19	458	423	148	191	178	184	145	95	77	157	101	324	2,481
	H20	292	168	137	115	137	185	217	141	161	236	357	396	2,542
	H21	477	392	232	299	302	245	371	433	409	346	452	770	4,728
	H22	446	331	379	414	466	399	420	407	351	335	342	438	4,728
	H23	430	352	336	405	327	207	373	332	264	384	357	622	4,389
	H24	498	265	255	269	209	185	323	261	0	282	257	512	3,540
	H25	439	338	208	304	290	257	321	306	298	234	203	429	3,627
	H26	261	263	302	297	198	181	253	187	218	243	167	544	3,114
	H27	226	216	187	283	151	158	202	138	253	209	183	331	2,537
	H28	233	169	294	154	140	239	293	236	233	198	210	302	2,701
	H29	128	191	233	233	215	222	199	189	179	214	123	216	2,342
	H30	273	232	237	198	211	194	199	222	200	237	178	97	2,478
	R01	205	211	210	237	228	227	194	200	185	175	95	124	2,291
	R02	197	59	142	194	206	178	199	231	193	185	184	56	2,024
	R03	275	219	234	236	207	201	208	217	198	191	183	42	2,411
	R04	205	211	177	206	201	156	138	183	165	189	124	144	2,099
	R05	206	168	130	153	227	195	195	130	161	156	92	119	1,932
	R06	168	178	186	184	120	112	110	163	154	103	76	167	1,721
	R07	181	159	121	115	134	115	128						
浄化槽協会	H19	134	110	87	98	144	188	164	125	139	196	112	193	1,690
	H20	141	116	92	103	152	198	173	132	146	206	118	203	1,691
	H21	114	117	125	170	144	163	136	154	150	165	189	289	1,692
	H22	149	126	133	157	138	141	150	211	137	146	126	272	1,693
	H23	113	80	122	175	172	80	138	213	115	182	182	341	1,694
	H24	129	112	167	209	171	232	273	220	248	208	372	926	1,695
	H25	355	302	273	430	393	260	253	214	209	421	319	414	1,696
	H26	453	394	634	564	392	382	359	260	259	253	296	241	1,697
	H27	536	279	451	403	299	266	241	228	176	315	268	306	1,698
	H28	268	282	317	270	222	332	333	306	264	250	216	290	1,699
	H29	290	218	301	203	164	229	343	349	272	266	223	236	1,700
	H30	357	336	398	339	338	282	261	285	279	218	278	260	1,701
	R01	430	287	272	300	281	267	285	199	292	329	385	311	1,702
	R02	373	264	353	364	296	312	264	244	265	349	222	426	1,703
	R03	486	306	315	378	323	284	231	264	275	320	233	245	1,704
	R04	325	271	306	282	227	268	197	197	238	256	255	219	3,041
	R05	275	275	293	301	244	272	275	292	231	266	287	255	3,266
	R06	201	195	231	279	217	229	193	203	255	327	220	203	2,753
	R07	259	276	255	250	188	304	264						
7 条検査 検査件数	H19	592	533	235	289	322	372	309	220	216	353	213	517	4,171
	H20	433	284	229	218	289	383	390	273	307	442	475	599	4,322
	H21	591	509	357	469	446	408	507	587	559	511	641	1,059	6,644
	H22	595	457	512	571	604	540	570	618	488	481	468	710	6,614
	H23	543	432	458	580	499	287	511	545	379	566	539	963	6,302
	H24	627	377	422	478	380	417	596	481	472	490	629	1,438	6,807
	H25	794	640	481	734	683	517	574	520	507	655	522	843	7,470
	H26	714	657	936	861	590	563	612	447	477	496	463	785	7,601
	H27	762	495	638	686	450	424	443	366	429	524	451	637	6,305
	H28	501	451	611	424	362	571	626	542	497	448	426	592	6,051
	H29	523	387	595	357	304	468	636	585	505	464	433	538	5,795
	H30	630	568	635	537	549	476	460	507	479	455	456	357	6,109
	R01	635	498	482	537	509	494	479	399	477	504	480	435	5,929
	R02	570	323	495	558	502	490	463	475	458	534	406	482	5,756
	R03	761	525	549	614	530	485	439	481	473	511	416	287	6,071
	R04	530	482	483	488	428	424	335	380	403	445	379	363	5,140
	R05	481	443	423	454	471	467	470	422	392	422	379	374	5,198
	R06	369	373	417	463	337	341	303	366	409	430	296	370	4,474
	R07	440	435	376	365	322	419	392						

2. 11条検査基数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
環境検査 研究協会	H19	266	463	1,010	1,041	1,062	871	1,197	1,202	909	1,005	1,029	1,215	11,270
	H20	605	964	1,128	1,149	1,066	958	1,154	1,026	1,193	997	991	1,249	12,480
	H21	336	902	1,579	1,493	1,151	1,010	1,230	1,238	1,463	1,225	1,279	1,142	14,048
	H22	621	1,051	1,564	1,459	1,404	1,300	1,319	1,438	1,500	1,522	1,454	1,518	16,150
	H23	928	1,298	1,541	1,357	1,415	1,485	1,229	1,538	1,781	1,712	2,079	1,730	18,093
	H24	842	1,328	1,615	1,632	1,655	1,550	1,674	1,681	1,500	1,308	1,584	1,649	18,018
	H25	1,220	1,392	1,648	2,147	2,046	1,915	2,234	2,054	1,721	1,582	1,588	1,832	21,379
	H26	1,687	1,799	2,294	2,590	2,384	2,068	2,374	2,043	1,569	1,518	1,663	1,773	23,762
	H27	2,052	1,610	2,597	2,555	2,473	2,185	2,268	2,255	1,828	1,966	1,973	2,134	25,896
	H28	1,671	1,439	2,382	2,415	2,667	2,293	2,284	2,605	2,242	2,332	2,242	2,555	27,127
	H29	2,327	2,161	2,812	2,514	2,797	2,766	3,102	2,947	2,413	2,161	2,481	2,623	31,104
	H30	2,272	2,532	2,929	3,129	3,124	2,616	3,567	3,133	2,450	2,575	2,763	2,876	33,966
	R01	2,566	2,290	2,779	3,215	3,038	2,585	3,266	3,562	3,456	2,896	2,834	3,271	35,758
	R02	2,600	1,332	2,445	3,334	2,812	3,405	3,564	2,957	3,080	3,323	2,976	4,306	36,134
	R03	2,955	2,662	3,481	3,404	3,554	3,501	3,664	3,391	3,462	3,121	2,856	3,902	39,953
	R04	3,112	2,834	3,994	3,270	3,452	3,444	3,728	3,727	3,598	3,294	3,317	3,788	41,558
	R05	3,322	3,223	4,313	3,939	4,018	3,471	3,815	3,862	3,598	3,054	3,181	3,221	43,017
	R06	3,532	3,460	3,668	4,164	4,079	3,437	4,441	3,883	3,280	3,366	2,849	3,402	43,561
	R07	3,289	3,707	4,298	4,351	4,256	4,132	4,766						
浄化槽協会	H19	1,242	1,218	1,354	1,519	1,218	1,288	1,409	1,122	1,198	1,300	1,579	1,472	15,919
	H20	1,318	1,293	1,437	1,612	1,293	1,367	1,496	1,191	1,271	1,380	1,676	1,562	16,896
	H21	1,868	1,664	1,893	1,934	1,597	1,327	1,618	1,435	1,351	1,368	1,723	1,535	19,313
	H22	1,856	1,573	1,990	1,943	1,828	1,586	1,604	1,440	1,511	1,488	1,874	1,711	20,404
	H23	1,828	1,680	1,938	1,832	1,657	1,738	1,763	1,691	1,668	1,711	2,041	1,806	21,353
	H24	1,960	2,252	2,334	2,122	1,733	1,782	2,345	2,337	1,928	2,113	2,175	1,864	24,945
	H25	2,482	2,599	2,589	2,927	2,212	2,380	2,697	2,804	2,609	2,771	2,236	2,916	31,222
	H26	2,833	3,072	2,908	2,939	2,528	2,571	3,322	2,898	2,848	2,807	3,042	3,064	34,832
	H27	3,188	3,076	3,503	3,378	2,883	2,747	3,476	3,110	3,274	3,180	3,436	3,227	38,478
	H28	3,390	3,002	3,633	3,496	3,414	3,039	3,495	3,249	3,120	3,291	3,833	3,967	40,929
	H29	3,548	3,369	3,650	3,386	3,473	3,637	3,888	3,723	3,631	3,360	3,732	4,360	43,757
	H30	3,762	4,471	4,329	4,122	3,802	3,766	4,495	4,003	3,842	3,747	4,046	4,395	48,780
	R01	4,437	4,222	4,731	4,670	3,628	4,243	4,739	4,299	4,769	4,548	4,139	4,891	53,316
	R02	4,778	4,129	5,483	5,156	3,927	4,903	5,308	4,453	4,730	4,610	4,451	5,923	57,851
	R03	5,204	4,646	5,651	5,203	4,601	4,876	5,340	5,146	5,474	4,985	4,734	5,887	61,747
	R04	5,329	5,084	5,987	5,390	4,993	5,130	4,987	4,991	5,523	5,133	5,198	6,529	64,274
	R05	5,590	5,458	6,131	5,656	5,104	5,688	5,717	5,359	5,675	5,355	5,626	6,386	67,745
	R06	5,239	5,761	5,481	6,190	4,576	5,598	6,339	6,039	6,053	6,096	6,148	7,641	71,161
	R07	6,050	5,910	6,176	6,529	4,536	6,232	6,752						
11条検査 検査件数	H19	1,508	1,681	2,364	2,560	2,280	2,159	2,606	2,324	2,107	2,305	2,608	2,687	27,189
	H20	1,923	2,257	2,565	2,761	2,359	2,325	2,650	2,217	2,464	2,377	2,667	2,811	29,376
	H21	2,204	2,566	3,472	3,427	2,748	2,337	2,848	2,673	2,814	2,593	3,002	2,677	33,361
	H22	2,477	2,624	3,554	3,402	3,232	2,886	2,923	2,878	3,011	3,010	3,328	3,229	36,554
	H23	2,756	2,978	3,479	3,189	3,072	3,223	2,992	3,229	3,449	3,423	4,120	3,536	39,446
	H24	2,802	3,580	3,949	3,754	3,388	3,332	4,019	4,018	3,428	3,421	3,759	3,513	42,963
	H25	3,702	3,991	4,237	5,074	4,258	4,295	4,931	4,858	4,330	4,353	3,824	4,748	52,601
	H26	4,520	4,871	5,202	5,529	4,912	4,639	5,696	4,941	4,417	4,325	4,705	4,837	58,594
	H27	5,240	4,686	6,100	5,933	5,356	4,932	5,744	5,365	5,102	5,146	5,409	5,361	64,374
	H28	5,061	4,441	6,015	5,911	6,081	5,332	5,779	5,854	5,362	5,623	6,075	6,522	68,056
	H29	5,875	5,530	6,462	5,900	6,270	6,403	6,990	6,670	6,044	5,521	6,213	6,983	74,861
	H30	6,034	7,003	7,258	7,251	6,926	6,382	8,062	7,136	6,292	6,322	6,809	7,271	82,746
	R01	7,003	6,512	7,510	7,885	6,666	6,828	8,005	7,861	8,225	7,444	6,973	8,162	89,074
	R02	7,378	5,461	7,928	8,490	6,739	8,308	8,872	7,410	7,810	7,933	7,427	10,229	93,985
	R03	8,159	7,308	9,132	8,607	8,155	8,377	9,004	8,537	8,936	8,106	7,590	9,789	101,700
	R04	8,441	7,918	9,981	8,660	8,445	8,574	8,715	8,718	9,121	8,427	8,515	10,317	105,832
	R05	8,912	8,681	10,444	9,595	9,122	9,159	9,532	9,221	9,273	8,409	8,807	9,607	110,762
	R06	8,771	9,221	9,149	10,354	8,655	9,035	10,780	9,922	9,333	9,462	8,997	11,043	114,722
	R07	9,339	9,617	10,474	10,880	8,792	10,364	11,518						

3. 11条検査基数の内訳（単独・合併）

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
環境検査 研究協会	単独	2,232	2,266	2,414	2,475	2,517	1,787	2,031	2,365	2,338	2,432	4,172	4,700	5,923	5,873	6,707	7,525	7,894	7,981
	合併	9,038	10,214	11,634	13,675	15,576	16,231	19,348	21,397	23,558	24,695	26,932	29,266	29,835	30,261	33,246	34,033	35,123	35,580
浄化槽協会	単独	5,013	4,949	4,956	4,867	4,865	5,449	5,922	6,441	6,580	6,518	7,436	8,298	9,001	9,649	10,086	10,137	10,726	11,349
	合併	10,906	11,947	14,357	15,537	16,488	19,496	25,300	28,391	31,898	34,411	36,321	40,482	44,315	48,202	51,661	54,137	57,019	59,812
全数	単独	7,245	7,215	7,370	7,342	7,382	7,236	7,953	8,806	8,918	8,950	11,608	12,998	14,924	15,522	16,793	17,662	18,620	19,330
	合併	19,944	22,161	25,991	29,212	32,064	35,727	44,648	49,788	55,456	59,106	63,253	69,748	74,150	78,463	84,907	88,170	92,142	95,392
	合計	27,189	29,376	33,361	36,554	39,446	42,963	52,601	58,594	64,374	68,056	74,861	82,746	89,074	93,985	101,700	105,832	110,762	114,722

会 員 紹 介

有限会社 遠藤商事 様

代表取締役 遠 藤 茂 氏



☆所在地

本 社 埼玉県草加市青柳 8 丁目 57 番 48 号

越谷支店 埼玉県越谷市蒲生 2 丁目 12 番 31 号

杉戸支店 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東 1 丁目 1 番地 5

☆電話番号

048-932-6106

☆会社概要

設立 昭和 40 年 11 月 2 日



☆事業内容

一般廃棄物収集運搬

産業廃棄物収集運搬

下水道管渠維持管理（管渠・側溝・水路浚渫・マンホール等清掃）

浄化槽維持管理・清掃

防除作業維持管理（衛生害虫駆除等）

土木工事一式（公園維持管理・草刈等）



☆会社紹介

昭和 40 年より廃棄物処理・水処理を中心に草加市、越谷市、幸手市、杉戸町に本・支店を構え浄化槽清掃・維持管理、下水道維持管理、防除作業、公園管理等事業展開をしております。総合環境ソリューションを目標に循環型社会の形成や持続可能な社会づくりを構築し、地域に根差した企業として貢献して参ります。

会 員 紹 介

株式会社 日野商事 様

代表取締役社長 日 野 公 彦 氏

(昭和47年12月8日生)

趣味：一人旅・釣り・車・料理



☆所在地

埼玉県深谷市新井 13 番地 2

☆会社概要

創業 昭和 41 年 日野衛生社

設立 昭和 63 年 3 月

☆会社沿革

昭和 41 年 創業

昭和 63 年 有限会社 日野商事 設立

平成 4 年 埼玉県において建設業（浚渫工事）許可取得

平成 8 年 株式会社 日野商事 組織変更



☆事業内容

一般し尿汲取収集及運搬、浚渫工事業、浄化槽清掃維持管理、貯水槽清掃所為毒、深谷市一般廃棄物処理及収集・運搬、産業廃棄物処理及収集・運搬、11 都道府県産業廃棄物収集運搬許可、埼玉県建設業許可

☆会社紹介

創業より地域方々と共に成長し、感謝とともに実績と信頼を築いています。今後も地域社会に貢献し続けることを目標とし、持続可能な発展を追求しています。私たちの企業は、環境保護と地域の発展を両立させることを使命とし、社員一同、誠実なサービス提供に努めています。これからもお客様の信頼に応え、より良いサービスを提供し続けることをお約束します。





会員寄稿

「自分を変えたもの」

有限会社 鴨田商事

取締役 荒井 一平

私が住む久喜市菖蒲町には戦後間もなくから70年以上続く夏祭りが存在します。古くからこの地に伝わっており、平和を願い、五穀豊穡を祈願して毎年7月の第二日曜に開催されています。

幼いころ、祭りの日になると屋台や出店で街中を彩っており子どもながらに気持ちが高鳴ったのを今でも思い出します。しかし年を重ねるごとに祭りに行くことすらなくなっていき、関わることもなくなっていきました。そんな自分が大学生になったある夏の日、毎日のように小遣い欲しさに鴨田商事の事務所に通っていると、「そろそろ地元の行事に参加してみたらどうだ？」と先代の社長に言われ、嫌な気持ち半分、確りと断ろうの気持ち半分、すでにやるつもりがまったくない感情を前面に出して行こうと心に決め、団体の集まりに参加しました。そこにはすでに多くの人達が集まっており、「さすがにこの場では言えない雰囲気だなあ」と怖気づいてしまい、あれよあれよと祭りに参加しなくてはいけない形にはめられてしまい「こんな結果ではなかったのに」と昨日のここのように覚えています。

しかしこの経験や体験が今の自分を形成しており、貴重な時間をもたらしているのだと気づくのは簡単でした。そこには私の知らない世界が広がっており、今まで経験してこなかった上下関係がありました。当時、自分の面倒を見る先輩が常におり、口の利き方からお酒の注ぎ方、「瓶ビールのラベルは見えるようにして注げ！バカヤロー」なんて言われるパワハラもいいところです。「飲みたければ自分で注げよ」そう思っていたのですが、自己紹介も兼ねて次々にお酌をしていくとなぜだか皆さん、「ありがとう。」逆に嬉しくなってしまうのです。その後も隣には常に先輩が纏わりつき、様々なことを叩き込まれていきます。

年月が経ち大学も無事卒業し、家業に専念していきます。そして自分の経験したことや体験が発揮されていきます。どこに行っても「礼儀正しくていいね」「気遣いがよくできるね」そんなことを言われるようになっていきます。褒められたいと思ってしているのではないのです。あの先輩が自分に叩き込んだせいで体に染みついてしまっているのです。率先して動くこともしばしば……。若いころは誰かと深く関わることもなく、上下関係を知ることすら皆無だった私が変われたのはこういった経験や体験があったのです。あの時参加していなかったら現在の自分の姿はなかったかもしれません。

今現在も当会の諸先輩方にご指導、ご鞭撻をいただき更なる成長へと結びついていければと思っております。

SS会ゴルフコンペ 参加者募集

SS会は、30年前に発足しました当連合会におけるゴルフ部会であり、会員の皆さま及び関連企業の親睦・情報交換の場として連合会と共に歩んでまいりました。平成6年4月に24名もの会員が集い、第1回SS会ゴルフコンペが、鴻巣カントリークラブにて盛大に開催され、今では116回目を数える歴史と伝統を積み重ねてきています。活発な頃は年間6回、国内のみならず中国や台湾への視察や研修を兼ねながら海外での開催もありました。性別や年齢を超えて、また初級、上級のレベルを超えていろんな人が同じ場所で一緒にプレーできるスポーツ、それがゴルフの大きな特徴です。また良好な人間関係を築くことや業界のニュースや話題など一日をとって様々な話をしながらできる、なかなかこのようなスポーツは無く、生涯できる、非力でも年齢を重ねてもプレーできるところにゴルフの魅力と深みがあります。

SS会も昨年12月25日に第116回目の開催となり、120回目となる記念大会にはよりたくさんの皆さんと共にプレーが出来ることを願ってやみません。SS会には、真剣にゴルフをする人、楽しくゴルフをする人と様々です。SS会は何の縛りもありませんので、どなたでも興味のある方はSS会事務局までご連絡をください。お待ちしております。

一廃連の仲間たちと、一緒にプレーしませんか？
上手い下手じゃなく、楽しく健康に過ごすために。



皆の業務が 見える見える！

浄化槽維持管理

EP3
-エコプロ3-



クラウドで業務をデジタル化！

HHC
人と未来のためのECOソリューションIT企業

株式会社 飯能清掃センター HHCシステム事業部

〒357-0036 埼玉県飯能市南町13番1号



042-973-8087



042-974-4888

公式ページ <https://hhc.co.jp>

浄化槽システム HHC

検索

◎委員長あいさつ



経 理 委 員 会

委員長 加 藤 一 博

新年あけましておめでとうございます。

平素より、埼玉県一般廃棄物連合会の活動に対し格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。昨年を振り返りますと、人材不足、そして原材料価格やエネルギー費用の高騰など、私たちの事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きました。また、行政の方では、エッセンシャルワークに対する適正価格化の後押しが有る一方、未だ予算確保が行き届かず厳しい状況は続いております。災害時の支援、さらには住民サービスの質向上など、社会から求められる役割は一段と重みを増しております。

こうした中で、経理委員会では、会員各位からの貴重な会費を適正に事業に振り分け、効果的に事業が実施出来るよう運営を進めてまいりました。

本年も、西野理事長の元、強力な会の運営推進と経営の安定化を両立させるため、経理面をより一層強化してまいります。また、コスト管理など会員の皆様に寄り添った取り組みを重ねていく所存です。

結びにあたり、皆様のみますのご健勝とご発展をお祈り申し上げますとともに、本年も引き続き当連合会へのご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶といたします。



総務教育広報委員会

委員長 安 川 真由美

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は会員の皆様をはじめ関係各位の皆様には格段のご協力並びにご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度より総務教育広報委員長を拝命いたしました。微力ではございますが、会員の皆様のお役に立てるよう一つひとつの課題に誠心誠意取り組んで参りますのでどうぞよろしくお願い致します。

さて、近年、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。とりわけ、廃棄物処理の現場では人手不足が深刻化し各自治体や事業者においても安定した収集体制の確保が大きな課題となっています。資格を有する技術者の不足、高齢化の進行や若者の車離れなど担い手の減少により従来の仕組みだけでは持続的な運営が難しくなりつつある一方で、住民生活を支える使命はこれまで以上に重みを増しております。

当委員会としても人材確保や業務の効率化、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や研修の充実を図り会員の皆様と共に課題解決に取り組んで参ります。

また、ICT活用の推進は、今後の業界発展を大きく支える鍵となります。デジタル技術を活用した事務業務の効率化はもとより収集ルート最適化、車両の運行管理、問合せ対応の迅速化、さらには住民への分かりやすく効果的な情報発信まで、デジタル技術を取り入れる余地は多岐にわたります。

当委員会では、このようなICT導入事例の共有や、実務に生かせる研修機会の拡充に取り組み、会員の皆様が実際に活用できる有益な情報を発信すべく活動して参ります。

結びに、皆様のご健勝と益々のご発展を心より祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



生活排水対策委員会

委員長 奥 澤 直 人

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、浄化槽業界は環境保全への意識の高まりや、人口減少、施設の老朽化といった社会課題の中で、より高い維持管理品質と持続可能な運用体制が求められております。当会といたしてもこれらの課題に誠実に向き合い、技術の向上とサービスの安定供給にむけ、会員ともども努めてまいりたいと考えております。

そんな活動の一環として、今年度も2月に「コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ」を開催いたします。会員の皆様方におかれましては、ご多忙とは存じますが是非ともご参加いただきたく存じます。

本年も社会の環境整備の基盤を支える一員として、「安全」「安心」「信頼」を軸に、より質の高い維持管理の実現に取り組んでまいります。併せて、人材育成の強化など、未来を見据えた体制づくりを進め、地域社会の生活環境の向上に貢献していく所存でございます。本年も変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝と益々のご発展を心より祈念申し上げます。



補償料金対策委員会

委員長 八重樫 耕 史

新春の候、皆さまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より当委員会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、し尿処理や浄化槽清掃を取り巻く環境は大きく変化しております。令和6年9月に環境省より発出された、いわゆる「9・30通知」では、し尿処理事業の将来像や、地域の実情に応じた効率的な体制整備の方向性が示されました。私たち現場に携わる者としても、この動きを的確に捉え、地域の衛生確保と持続可能な事業運営の両立を図ることが求められています。

また、下水道の整備進展に伴い、「一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」の適用や見直しも重要な局面を迎えております。し尿処理業は地域の生活を支える公共性の高い業務であり、その価値を次世代へと確実に引き継ぐためにも、適正な補償料金制度の維持と合理的な事業体制の構築が欠かせません。

本年も、委員会一丸となって各地区の意見を集約し、行政や関係機関との連携を深めながら、業界の健全な発展に寄与してまいります。皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、新年のごあいさついたします。



ゴミ対策委員会

委員長 大 山 裕

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては健やかに令和8年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、昨今、廃棄物処理を取り巻く環境はますます複雑化しており、特にリチウムイオン電池の発火事故が深刻な社会問題となっております。家庭ごみやリサイクル回収物の中に混入された小型充電式電池が、収集・運搬・処理の各工程において火災を引き起こすケースが全国的に多発しており、廃棄物処理業務に従事する方々の安全確保、さらには地域住民の生活環境の保全に対する大きな脅威となっております。

このような事故防止の一助を担っていければと考えております。

また当委員会では、昨年10月に「令和7年埼玉県秋のプラごみゼロウィーク」にあわせて県庁から浦和駅間の清掃活動を実施いたしました。また今月にはウェスタ川越において「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を開催し、会員の皆様に役立てて頂きたいと思っております。

結びに、本年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



南関東日野自動車株式会社

〒105-0004 港区新橋 5-18-1 TEL:03-3578-3955

大宮支店 〒331-0811 さいたま市北区吉野町1-405-18
TEL:048-661-1201
熊谷支店 〒360-0023 熊谷市佐谷田2228
TEL:048-525-2351
朝霞支店 〒351-0014 朝霞市膝折町2-17-13
TEL:048-467-2501
秩父工場 〒369-1412 秩父郡皆野町大字皆野1862
TEL:0494-62-2222

川口支店 〒334-0058 川口市安行領家834
TEL:048-291-5630
新狭山支店 〒350-1331 狭山市新狭山1-5-18
TEL:04-2930-2053
松伏支店 〒343-0104 北葛飾郡松伏町田島東1-2
TEL:048-993-2111



青 年 部

埼玉県一般廃棄物連合会青年部

部長 後 藤 素 彦

皆さまにおかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

日頃より青年部の活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

青年部の目的は、埼玉県環境衛生事業に携わる一廃連会員の後継者または若い経営者の情熱と実行力を結集し、一廃連活動の積極的な協力中核体として事業を推進するとともに、将来有望な当該事業経営者としての研修を重ね、埼玉県環境衛生事業の発展に寄与することと規約に定められております。これを具現化すべく、自発的・積極的な参加のもと取り組んでまいります。

2026年を迎えるにあたり、青年部では業界全体が直面する「人手不足の解消」と「働き方改革」の推進に、いっそう力を注いでまいります。急速な社会環境の変化や多様化する働き方の中で、私たちの業界も柔軟で魅力ある職場づくりを進めることが重要です。採用だけでなく、現場改善や人材育成など多面的な取り組みが求められており、青年部内で情報を共有し、率先して新たな試みに挑戦し、次世代へとつないでまいります。

また、「9.30通知」への理解を深め、その可能性を追求しつつ、同世代同士が意見交換できる場を一層充実させてまいります。現場視点を大切にしたい研修はもちろん、最新の技術や事例を取り入れることで、私たちが抱える課題に対する具体的な解決策を見いだしていきたいと考えております。さらに、親睦を深める懇親会を通じて、青年部の皆さまが情報を共有し合い、互いに成長できる関係を築いていきたいと思っております。

結びに、青年部は今後も埼玉県一般廃棄物連合会の発展に寄与し、業界全体を活性化させる原動力となるよう、一丸となって取り組んでまいります。

皆さまにおかれましては、変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆さまにとって実り多き一年となりますよう心より祈念いたします。



女 性 部

埼玉県一般廃棄物連合会青年部

部長 小 林 明 美

埼玉県一般廃棄物連合会の皆様、新年明けましておめでとうございます。

おかげさまで女性部も4周年目を迎える事ができました。

昨年は7月に有機性廃棄物処理施設である(株)HM エスパス内の千歳美々廃棄物処理センターの見学、北浦和駅周辺のゴミ拾いなど行ってまいりました。

女性部の会合では、情報を共有し親睦を深めるなど共に成長しあえる関係を築いてまいりました。

本年は、大阪の舞洲ごみ処理場の見学研修を予定しております。一名でも多くの女性の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

会員の皆様には引き続き女性部へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様にとって素晴らしい一年となりますよう心より祈念いたします。

いつだって、 その先を見せていく。



ISUZU



いすゞ フォワード

関東いすゞ自動車株式会社

お問い合わせは、最寄りの下記支店にお願い致します。

群馬県／高崎、太田・大泉、渋川、前橋、上武

埼玉県／浦和、川口、春日部、越谷、伊奈、行田、所沢・三芳、川越、深谷花園

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ。

いすゞ自動車(株)お客様相談センター 0120-119-113 9:00~17:00 月曜~金曜(除く所定の休日) <http://www.isuzu.co.jp>

大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

モリタエコノスは環境保全特殊車輛メーカーとして培った豊富な技術実績と新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。

MURITA

株式会社モリタエコノス

本社・工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地
Tel.079(568)2006 Fax079(568)7706

<http://www.morita-econos.com>



ハイプレクリーナー
(高圧洗浄車)



バックマスター
(回転式塵芥車)



パワフルマスター
(強力吸引車)



EP2 (バキュームカー)
(衛生車)

■全国販売網及びサービス網

仙台支店	Tel.022(237)4171(代)	京都営業所	Tel.075(631)3391(代)
埼玉支店	Tel.048(777)1891(代)	広島支店	Tel.082(893)2231(代)
西東京営業所	tel.042(568)2971(代)	四国支店	tel.087(841)3330(代)
千葉支店	tel.043(243)2737(代)	福岡支店	tel.092(591)1201(代)
東京支店	tel.03(5569)1740(代)	静岡営業所	tel.054(281)2388(代)
神奈川支店	tel.045(506)0031(代)		
名古屋支店	tel.052(882)4571(代)	代理店	
新潟営業所	tel.025(265)0276(代)	㈱北海道モリタ	tel.011(721)4114(代)
静岡営業所	tel.054(281)2388(代)	北海道特殊自販㈱	tel.011(784)4222(代)
関西支店	tel.072(947)2121(代)	㈱沖縄モリタ特殊サービス	tel.0988(77)6677(代)



尿石除去剤
(固形タイプ)
尿石洗浄剤
(液体タイプ)

トレピカワン® シリーズ

【Tシリーズ(固形)】

尿石を徐々に除去。臭いの原因となるアンモニアを分解。

【Lシリーズ(液体)】

速やかに黄ばみを除去。高い粘性で吸着、浸透して尿石を分解。



◆ 四国化成工業株式会社

東京支社 ☎03-6745-4122

大阪支社 ☎06-6380-4112

電気で走る、電気で働く。eCanterゴミ収集車、いざ街へ。



eCANTER



シートベルトをして、増速にやさしいエコドライブを。

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう

本部：東京都板橋区舟渡4-7-1
TEL：03-6906-9980

- 車両がいつ帰ってくるかわからない...!!
- 回収漏れの連絡に迅速に対応したい...!!
- 管理体制を自治体にアピールしたい...!!

そんなお悩みは

城山がスカッと解決します！



- 事務所連絡と位置管理の両立
- 全国で繋がるIP無線機
- 30秒間隔の位置情報取得

IMESH
モバイルログ



富士通製デジタルタコグラフ
ドライブレコーダー/カーナビシステム



ITP-WebService V3

販売台数32万台 導入ユーザー7,100社 (2023/10 現在)
トラック・バス・産業廃棄物車両・生コン車など
多様なニーズに答える、労務管理に最適なデジタコ/ドラレコ/カーナビ

アルコールチェッカー IT点呼システム ネットワークカメラ/セキュリティ対策は城山にお任せください

 SHIROYAMA

株式会社城山 東京営業本部
東京都品川区北品川5-12-4-5階
TEL:03-5793-7110(代) / FAX:03-5793-7138

●環境保全商品●
リサイクル対応機器・ゴミ処理機・焼却機・その他

●殺菌消毒薬品●
プール用・浄化槽用・食品用・手指用・その他

不二商会株式会社

本社：川口市朝日2-10-5
〒322-0001：TEL 048-223-1511

北関東営業所：深谷市上柴町西3-4-4
〒366-0052：TEL 048-580-6840

第 26 期 役 員 名 簿

令和7年5月27日～令和8年3月31日

役 職	氏名	電 話 番 号	F A X	社 名
理 事 長	西 野 日出夫	0480-92-9530	0480-92-9333	(有)西野商事
副理事長	加 藤 一 博	04-2926-7777	04-2926-7782	加藤商事(株)
〃	神 原 秀 禎	048-265-7981	048-269-2684	(株)神原興産
〃	後 藤 素 彦	048-537-0555	048-536-3166	(有)後藤衛生コンサルタント
〃	長谷川 智 成	048-573-1448	048-573-1003	井上衛生舎
常任理事	若 林 光 夫	0494-62-4566	0494-62-5852	(有)伊藤商事
〃	小 田 宗 清	0493-56-4562	0493-56-5116	(株)滑川環境保全
〃	奥 澤 直 人	048-501-8240	048-501-7240	(有)総合管理センター
〃	岩 井 松 巳	0480-61-0445	0480-62-2295	(有)不動衛生サービス
〃	八重樫 耕 史	049-222-5957	049-222-5973	加藤商事(株)
〃	安 川 真由美	049-294-4411	049-294-1415	(有)安川商事
理 事	西 野 則 幸	048-521-3178	048-525-8208	(株)熊谷清掃社
〃	小 島 進	048-588-2928	048-589-1495	(有)妻沼環境センター
〃	鈴 木 一 徳	048-581-1745	048-581-0833	益榮商事(株)
〃	田 島 啓 巨	0495-72-1038	0495-72-8585	児玉清掃(株)
〃	室 征 紀	048-775-1551	048-771-3492	青木清掃(株)
〃	原 一	0493-72-2119	0493-72-1850	小川清掃(株)
〃	石 井 克 利	048-684-5079	048-684-5203	(株)サンワ環境開発
〃	大 山 裕	049-281-1678	049-281-1960	(有)正和清掃社
〃	黒 川 晴 予	048-861-5151	048-861-5065	(株)セイウン
〃	馬 場 陽 一	0493-73-1477	0493-73-1531	(有)クリナス
〃	中 根 利 正	048-541-4111	048-542-1552	(有)橋場商事
〃	武 藤 康 弘	048-296-0362	048-295-9531	(有)川口衛生
〃	荒 井 一 平	0480-85-5049	0480-85-7515	(有)鴨田商事
〃	遠 藤 弘 之	048-932-6106	048-932-6223	(有)遠藤商事
〃	大 澤 佑 介	048-798-1192	048-798-7617	安住環境整美(株)
〃	小 野 まゆみ	049-294-6349	049-294-6229	(有)新東
監 事	大 山 愛 子	049-281-1678	049-281-1960	(有)正和清掃社
〃	飯 塚 浩	048-269-3211	048-269-3212	(有)飯塚商事

お知らせ

◎第50回通常総会開催のお知らせ

日時：2026年5月28日（木）

会場：ホテルグローバルビュー浦和
（旧：浦和ワシントンホテル）

編集後記

一廃連ニュース 64 号をお読みいただきありがとうございました。編集作業を通じて、委員会メンバーには温かい協力をいただき心より感謝申し上げます。

情勢不安や物価高騰の影響により厳しい状況が続いておりますが、努力はすぐに形にならずとも必ず力として積み重なりやがて良い結果につながるものと信じております。今後も皆様と一丸となって、着実に歩みを進めてまいりたいと存じます。（安川）

新年あけましておめでとうございます。今回の一廃連ニュースはいかがでしたか。

今号より編集メンバーが変わり、新体制でお届けしています。至らぬ点もあるかと存じますが、皆さまのご意見を励みに、より読みやすく実りある紙面を目指してまいります。

今年の干支は午（うま）。馬のように常に前進し、本年を飛躍の年にしたいものです。本年が会員皆さまならびに関係各位におかれまして、素晴らしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。（長谷川）

新年あけましておめでとうございます。本年が実り多く、まさに「馬のように力強く困難を乗り越えていける」一年となりますように、心よりお祈り申し上げます。（石井）

新年あけましておめでとうございます。本号の制作にあたり、多くの方にご協力いただきました。制作を通じて業界を取り巻く環境、課題を改めて学ぶ機会となりました。皆様にとって幸多き一年になりますようお祈り申し上げます。（遠藤）

新年明けましておめでとうございます。
2026 年午年 馬のように華麗に元気に駆け抜ける一年にしていきたいと思います。
皆様にとって笑顔あふれる一年になります様に。（小野）

公式Webサイトをご活用ください

埼玉県一般廃棄物連合会



- ・どんなデバイスからでも閲覧可能
- ・情報をエリア分けし、より見やすく使いやすいホームページ
- ・会員情報、総会資料など有益情報にすぐにアクセスできます
- ・研修会、講習会の告知
- ・各種お問い合わせも Web サイトから
- ・一廃連ニュースは Web サイトでいつでも閲覧できます



埼玉県一般廃棄物連合会

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤3-11-2
TEL 048-831-6888
FAX 048-831-6880
URL <https://www.ippairen.com/>
E-mail : saitama@ippairen.com

廃棄物収集業の皆さま、 こんなお困りごと、ありませんか？

車両の
積載状態は？
今、どこにいる？

1台ずつTELで
確認するのは
手間がかかるな…

収集場所を
覚えるのが大変。
収集漏れも不安…

現場でメモ、
事務所で清書。
日報作成は
手間がかかる…

ベテランが退職！
ノウハウの継承も
残業規制対応も
喫緊の課題…

クレームを
減らしたい
会社のイメージも
向上させたい…

その悩み、まとめて**解決**します！



Debut!

サービス開始

G-SUPPORT

廃棄物収集業務効率化システム

※廃棄物収集業務効率化システム G-SUPPORTは、新明和工業株式会社とレシップ株式会社の共同開発システムです。



オペレーター

運行車両の位置や稼働状況、
積載情報をリアルタイムに
事務所で把握・管理！



経営者

労働力不足のサポート、
業務実績レポートの自動作成で
作業も経営も効率化！



※画面は
イメージです。

ドライバー

初めてでも安心のルート案内や
日報の自動作成で
作業環境が快適に！



住民や排出事業者

塵芥車は今どこまで来てる？
スマートフォンやパソコンに
収集状況をお知らせ！



開発中

/// 収集業務の未来がはずむ！強くなる！ ///

専用WEB
詳しくは
こちら！

